

茨木市都市計画マスタープラン 《施策中間見直し(素案)》

2019 年 8 月

目 次

I 都市計画マスタープランの施策中間見直し	1
(1) 都市計画マスタープランと進捗管理.....	2
(2) 都市計画マスタープランの構成.....	3
(3) 中間見直しの対象.....	3
(4) 施策中間見直しの進め方.....	6
II 都市づくりプラン・都市構造（中間見直し）	9
(1) 都市づくりプランに含まれる主な内容の整理.....	11
(2) 都市づくりプランの中間見直しと現行都市計画マスタープランの関係.....	12
(3) 都市づくりプランの進捗状況と今後の方向性《プラン別》.....	14
(4) 都市づくりプランの今後の方向性《総括表》.....	53
(5) 都市構造と都市づくりプランの関係.....	55
(6) 都市構造の中間見直しと現行都市計画マスタープランの関係.....	56
(7) 都市構造の今後の方向性《都市構造別》.....	58
(8) 都市構造図.....	64
■用語説明（五十音順）	未
■中間見直しの検討経過	未

I

都市計画マスタープランの施策中間見直し

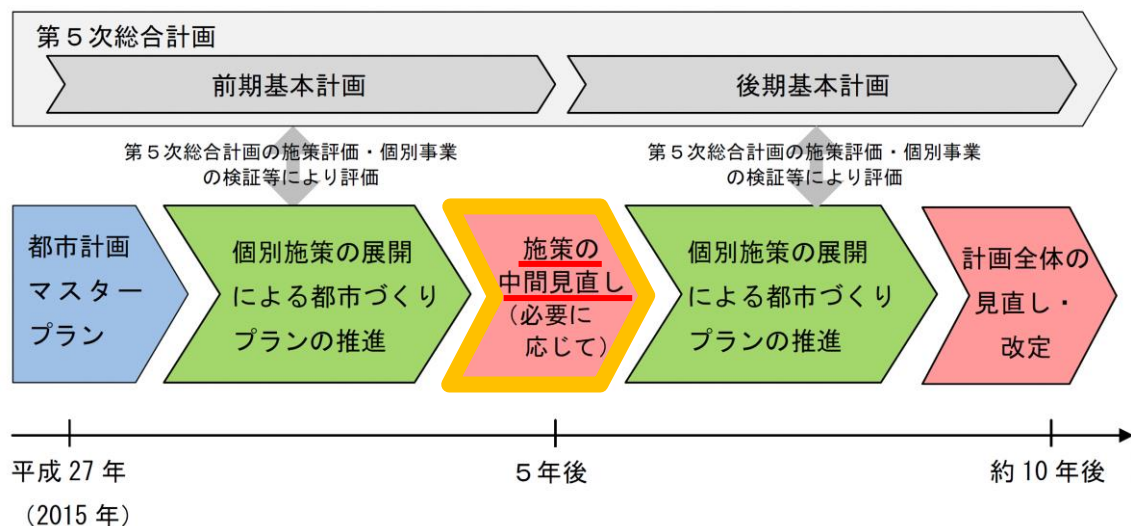
(1) 都市計画マスタープランと進捗管理

① 茨木市都市計画マスタープランとは

本市では平成 10（1998）年に初めて都市計画マスタープランを策定し、その後、社会経済情勢の変化や市民の意見を広く取り入れながら、平成 19（2007）年と平成 27（2015）年に改定を重ねてきました。

② 都市計画マスタープラン進捗管理

現行計画の進捗管理として、第5次総合計画が後期基本計画へ移行する際（策定5年後）に、都市計画マスタープランについてもその間の進捗状況などを踏まえて、必要に応じて施策の中間見直しを行い、概ね 10 年後には計画全体を見直すこととしています。



この間の都市計画を取り巻く環境の変化に目を向けると、新名神高速道路の開通や立命館大学大阪いばらきキャンパス開学、JR総持寺駅の開業、追手門学院大学新キャンパスの開学など、本市の都市づくり環境を大きく左右する事業が進んできたほか、立地適正化計画をはじめ、総合交通戦略や緑の基本計画など、まちづくりに関連する各種計画の策定・見直し等も行われてきたところであり、これらの事情は都市計画マスタープランの施策の展開方針に一定の影響があるものと思われます。

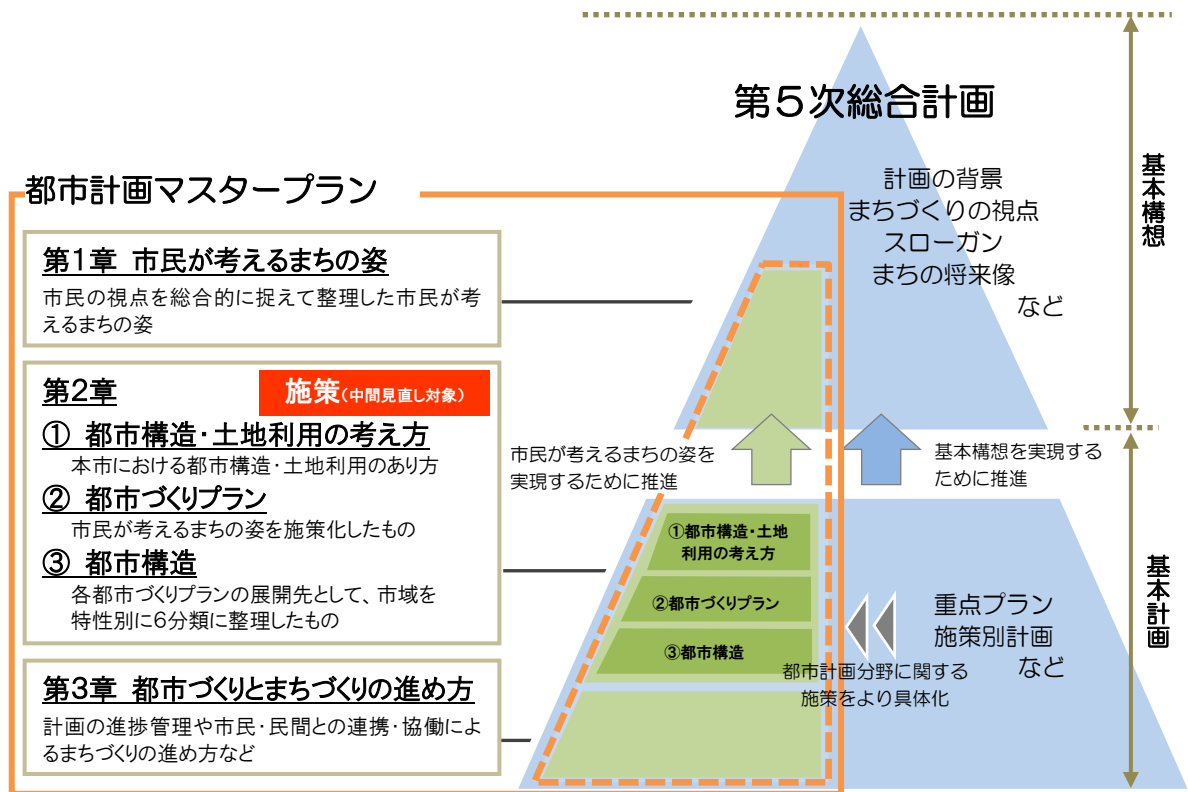
また、現行計画策定後に、「次なる茨木」に向けて展開されはじめた様々なプロジェクトを、都市計画マスタープラン上でも施策として位置づけることが必要です。

以上を踏まえて、「市民が考えるまちの姿」の実現に向けての進捗管理として、施策の中間見直しを行います。

(2) 中間見直しの対象

① 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランの構成と上位計画である第5次総合計画の関係については下図のとおりです。



② 中間見直しの対象

図のうち、第2章が計画の進捗管理として中間見直しを実施する「施策」に相当する部分であり、下記①～③で構成しています。

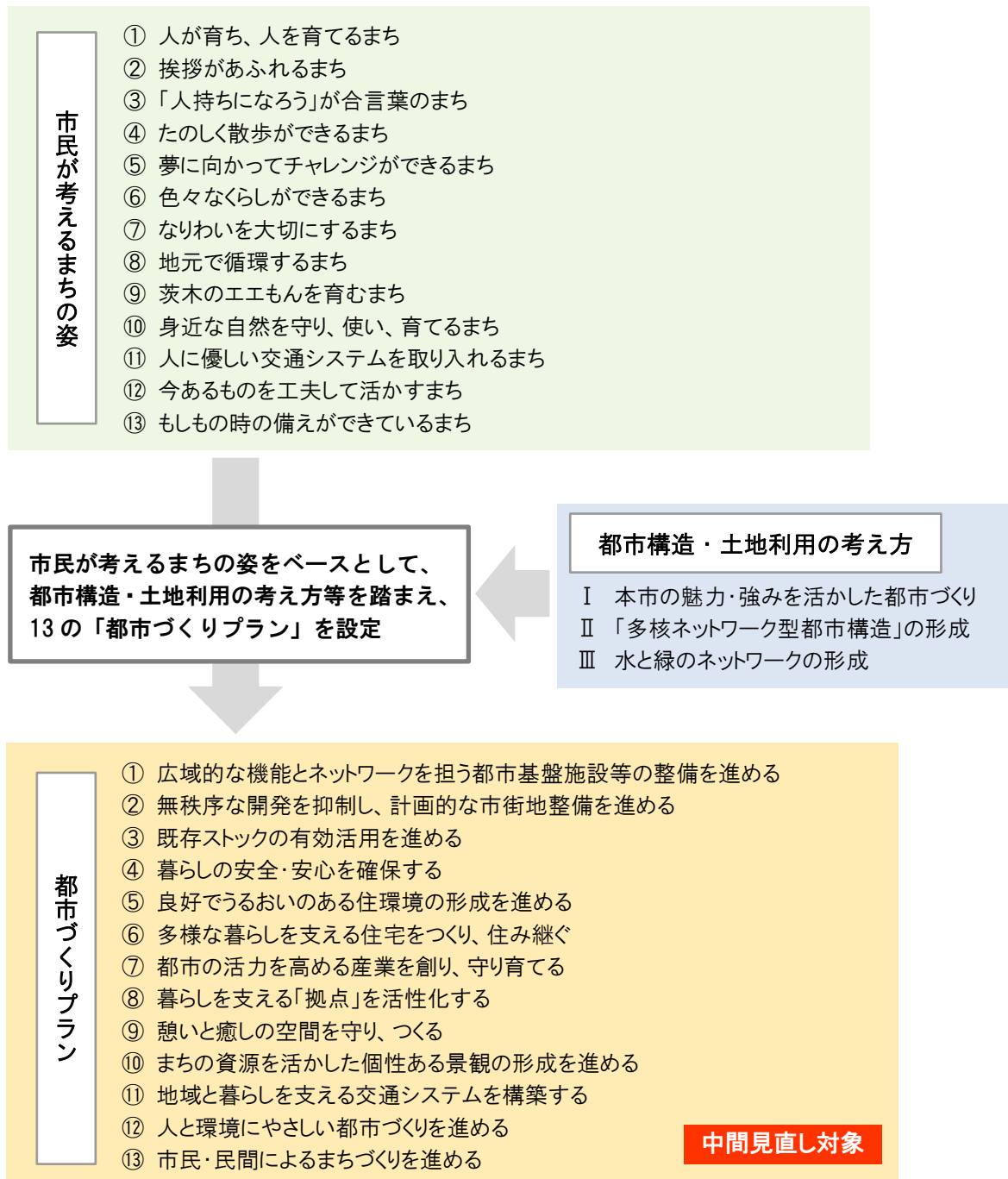
なお、都市構造・土地利用の考え方(①)は、計画的に都市づくりを行っていくうえでの基本的な考え方であり、残る計画期間においても継承すべきものと考えているため、中間見直しの対象は、都市づくりプラン(②)及び都市構造(③)とします。

① 都市構造・土地利用の考え方

- I 本市の魅力・強みを活かした都市づくりの推進
- II コンパクトな生活圏を形成する「拠点」と「ネットワーク」で構成される「多核ネットワーク型都市構造」の形成
- III 水と緑のネットワークの形成

② 都市づくりプラン

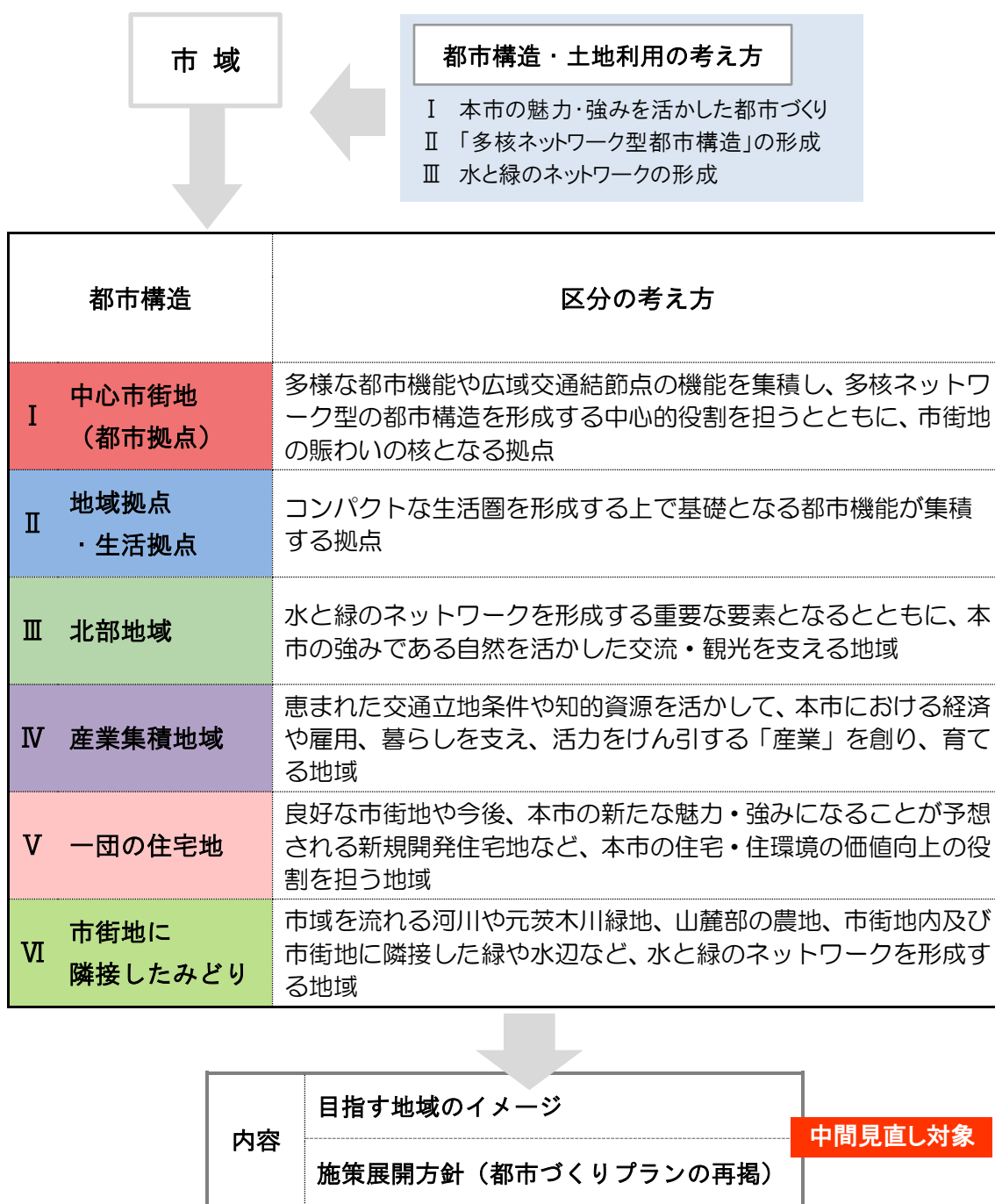
「市民が考えるまちの姿」をベースとして、第5次総合計画の施策体系や「都市構造・土地利用の考え方」等を踏まえ、都市づくり・まちづくりを進める具体的なプランとして施策化したものです。



③ 都市構造

都市構造は、「市民が考えるまちの姿」の実現に向けた施策推進のため、都市構造・土地利用の考え方等を踏まえ、各都市づくりプランの主な展開先として、市域を特性別に6つに分類したものです。

「市民が考えるまちの姿」を各地域別に再整理した「目指す地域イメージ」を掲げ、当該地域で展開する「施策展開方針」を掲載しています。



(4) 施策中間見直しの進め方について

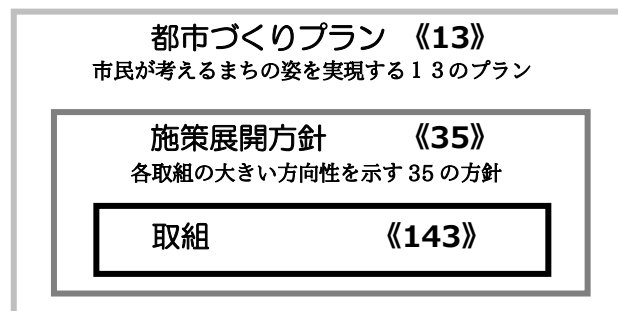
①都市づくりプラン

都市計画マスタープランでは、市民が考えるまちの姿の実現に向けて、13の都市づくりプラン、35の施策展開方針、143の取組（※）を位置付けています。

今回の中間見直しでは、まず都市づくりプラン単位で施策の進捗状況等に関する把握・評価を行い、それを踏まえて今後の方向性を示します。また、その方向性を踏まえ、施策展開方針・各取組単位でも方向性等を検討し、今後本計画を推進するための指針とします。

なお、都市づくりプランは第5次総合計画の基本計画に対応するもの（都市計画分野に係る施策をより具体化したもの）でもあり、後期基本計画の策定内容と整合・連携させることとします。

（※）取組数は130ですが、取組内容がより明確化するように分割し、143取組としています。



②都市構造

都市構造のうち、「目指す地域イメージ」及び「施策展開方針」については、それぞれ下記事項について整理を行います。

- ・ 目指す地域イメージ … 都市づくりプランの方向性等を踏まえ、今後5年間で目指すイメージがより明確になるよう整理します。
（「市民が考えるまちの姿」を各地域別に再整理したものであり、基本的には内容を継承）
- ・ 施策展開方針 … 都市づくりプランの各施策展開方針のうち、目指す地域イメージの実現と特に関係が深いものを整理します。

なお、都市構造を図示した都市構造図については、計画策定後の事業の進捗等による客観的状況の変化の反映を行います。

③中間見直しの視点

計画策定後これまでの5年間で、新名神高速道路の開通やJR総持寺駅の開業、立命館大学の開学等の各事業に適切に対応してきたほか、立地適正化計画の策定により将来にわたって持続可能な都市のあり方を明確化するなど、都市構造・土地利用の考え方を踏まえた都市づくりを推進してきました。

今回の中間見直しは、「次なる茨木」の実現と都市構造・土地利用の考え方等を踏まえて、以下に示す「基本となる視点」及び「本市の魅力・強みを活かす視点」を特に念頭に置きながら検討を進めます。

基本となる視点：将来にわたって暮らしやすい、質の高い都市づくり

(背景)

今後、人口減少が進む中でも、現状の居住環境を低下させず、将来にわたって暮らしやすいまちであり続けるためには、特定の魅力・強みがあるだけでは十分でなく、「良好な市街地・都市構造の継承」、「防災・減災・復興を含めた災害への強さ」、「地域コミュニティの活性化」、「緑・自然環境の豊かさ」、「良好な景観形成」、「移動のしやすさ」といった、これまで取り組んできた都市づくりの各要素をさらに磨き上げるとともに、時代の変化を捉え、新たな強み・魅力を絶えず発掘・創造し続けていくことが求められます。

これからの茨木、『次なる茨木』のあるべき都市像は、これらの要素を備えた質の高い都市であり、その実現を中間見直しにあたっての基本となる視点としています。

本市の魅力・強みを活かす視点：中心市街地の活性化

(背景)

中心市街地の特徴として、交通利便性など立地条件が良いこと、市内に大学が立地していることなどから若い世代が比較的多いこと、都市的な要素に加えて元茨木川緑地をはじめとした自然的な要素にも恵まれていること、また市民会館跡地エリアの活用を検討が進むなど、今後さらなる賑わい創出への期待感があることなどが挙げられます。

これらの魅力・強みを活かしつつ、人の滞在や交流、活動が生まれるような市の拠点としてのまちづくりを進めていくことで、賑わいが波及し、最終的には市域全体の暮らしやすさの底上げにもつながると考えます。

本市の魅力・強みを活かす視点：北部地域の魅力向上

(背景)

北部地域は、里山等の自然資源や歴史資源が豊富であることに加え、新名神高速道路が開通し、安威川ダムの整備も進められているなど、可能性を秘めた地域です。

そうした可能性を活かし、特に安威川ダムの整備を契機として、市内外から人を呼び込み、魅力向上・発信を行っていくことで、北部地域の持続可能性や、本市の暮らしの質の向上につながると考えます。

《施策の中間見直し 進め方》

現行 都市計画マスタープラン

13 都市づくりプラン - 35 施策展開方針 - 143 取組

都市づくりプランの進捗状況等を把握・評価

1 施策評価、後期基本計画との整合

2 これまでの環境の変化

① 各事業の進捗等による周辺環境の変化

- [例] ・新名神高速道路開通 ・彩都中部地区まちびらき
・J R 総持寺駅完成 ・J R 茨木駅東口再整備
・立命館大学開学 ・追手門学院新キャンパス開学 など

② まちづくりに関連する計画の策定・見直し

- [例] ・立地適正化計画 ・中心市街地活性化基本計画
・空家等対策計画 ・総合交通戦略 ・緑の基本計画 など

③ 大阪北部地震や豪雨・台風などの経験

3 これからの環境の変化

④ 「次なる茨木」に向けた各プロジェクトの進展

- [例] ・次なる茨木ランドデザイン ・市民会館跡地エリア活用
・元茨木川緑地リ・デザイン ・J R 茨木駅、阪急茨木市駅西口再整備
・安威川ダム ・いばきた ・彩都東部地区 など

⑤ その他本市を取り巻く社会経済情勢の変化

都市づくりプラン・都市構造の今後の方向性を検討

基本視点

将来にわたって暮らしやすい、
質の高い都市づくり

魅力・強みの
活用

・ 中心市街地の活性化
・ 北部地域の魅力向上

施策見直し版 都市計画マスタープラン

13 都市づくりプランは維持しつつ、今後の方向性を示す

Ⅱ

都市づくりプラン・都市構造(中間見直し)

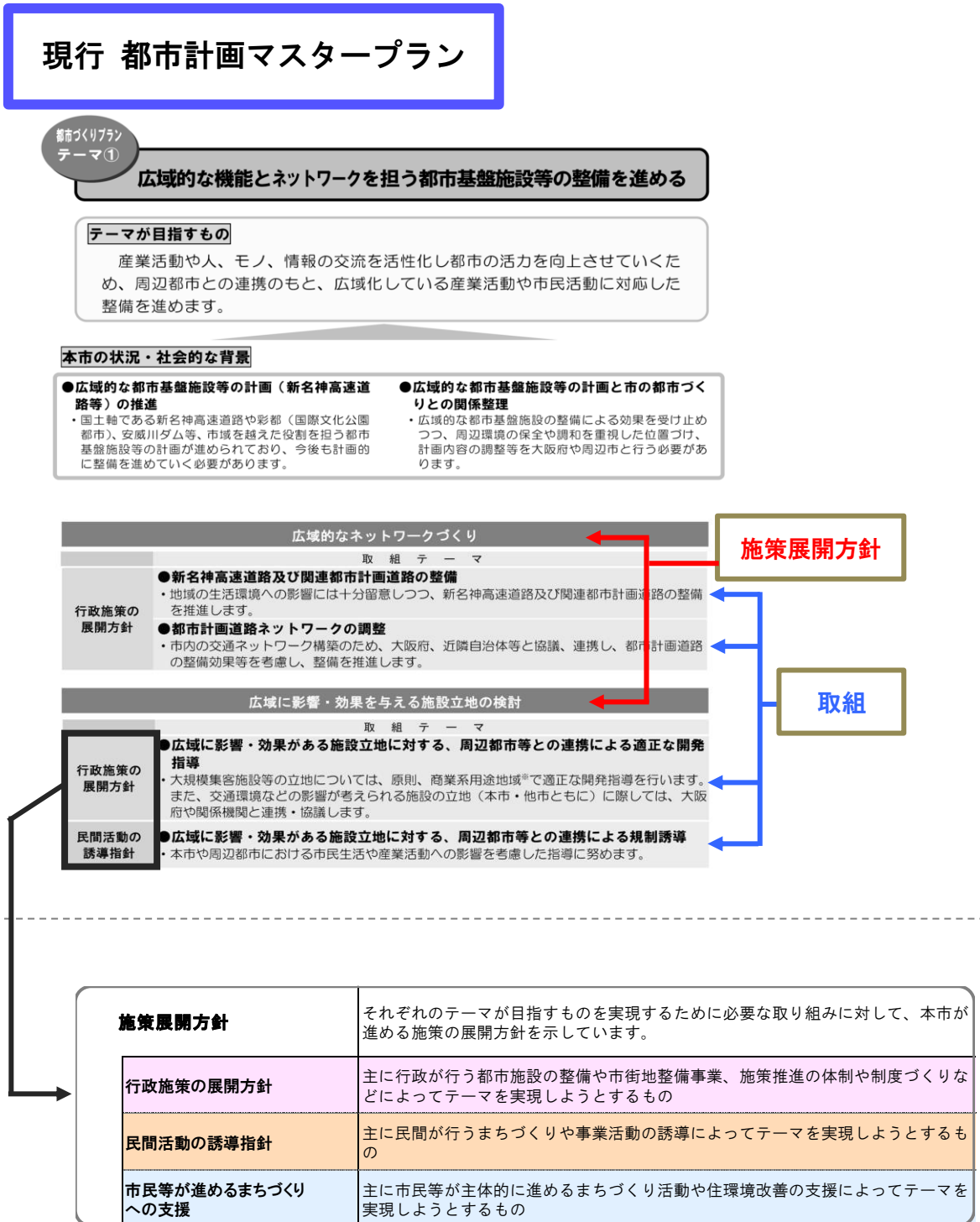
(1) 都市づくりプランに含まれる主な内容の整理

都市づくりプランの今後の方向性を検討するにあたって、内容や論点がより明確になるよう、各プランに含まれる主な内容を抽出し、キーワードとして再整理しました。

	(主な内容)	(キーワード)
①	広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める	広域調整
②	無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める	都市計画
③	既存ストックの有効活用を進める	ストック活用
④	暮らしの安全・安心を確保する	防災/防犯
⑤	良好でうるおいのある住環境の形成を進める	住環境/緑
⑥	多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ	住 宅
⑦	都市の活力を高める産業を創り、守り育てる	産 業
⑧	暮らしを支える「拠点」を活性化する	拠 点
⑨	憩いと癒しの空間を守り、つくる	里山/北部
⑩	まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める	景 観
⑪	地域と暮らしを支える交通システムを構築する	交 通
⑫	人と環境にやさしい都市づくりを進める	環 境
⑬	市民・民間によるまちづくりを進める	連携/協働

(2) 都市づくりプラン中間見直しと現行都市計画マスタープランの関係

本章における都市づくりプランの中間見直し（今後の方向性等）と、現行都市計画マスタープランの記載との関係性は下図のとおりです。



都市づくりプラン中間見直し

テーマ	①広域調整	広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進め、都市計画マスタープラン
テーマが目指すもの 産業活動や人、モノ、情報の交流を活性化し都市の活力を向上させていくため、都市との連携のもと、広域化している産業活動や市民活動に対応した整備を進めます		

進捗状況等の把握・評価

項目	記載内容
1 施策評価・後期基本計画での位置付け	(施策評価) 第5次総合計画前期計画の施策評価より関連部分を抽出 (後期計画) 後期計画において追記のあった事項を抽出
2 これまでの取組経過	これまで5年間で主要な取組経過について記載
3 これからの取組(課題等)	これから5年間で取組む必要があることや課題等を記載

進捗状況等の把握・評価

1 施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価 後期基本計画	「計画的な都市整備や市街地整備」において『概ね順調』に進行している 「適切な開発や建築物、土地利用の誘導(5-4-3)」に 前期基本計画を継承
2 これまでの取組経過		・新名神高速道路開通 ・都営木松ヶ本線(アンダーパス) ・(都)西中条余良線
3 これからの取組(課題等)		・渋滞など交通状況等を踏まえた都市計画道路の継続的な整備

都市づくりプラン 今後の方向性等
 「都市づくりプラン テーマが目指すもの」の実現に向けて、今後の方向性について総括的に記載

今後の方向性等
 引き続き広域的な視点で機能やネットワークを捉え、と、計画的な都市基盤整備を進める。

施策展開方針 今後の方向性等

今後の方向性	方向性の説明
	都市づくりプランの進捗状況の把握・評価、方向性を踏まえ、プランを構成する各施策展開方針単位での今後の方向性を『 充実(特に充実、または新しい方向性や視点を追加すべきもの) 』または『 継続 』で表示する。 (特記事項 継続 …取組経過や留意点等を記載 充実 …充実、追加の内容等を記載)

各施策展開方針 今後の方向性等

施策展開方針	方向性
1 広域的なネットワークづくり	
2 広域に影響・効果を与える施設立地の検討	

都市づくりプラン テーマ① (施策展開方針) 1 広域的なネットワークづくり

取組テーマ	今後の方向性
① 新名神高速道路及び関連都市計画道路の整備 ・新名神高速道路及び関連都市計画道路の整備推進	
② 都市計画道路ネットワークの調整 ・府や近隣自治体等と連携した整備推進	

現行取組を要約して記載

取組 今後の方向性等

今後の方向性	方向性の説明
	取組内容を継続するもの (特記事項…経過や留意点等について、必要に応じて記載)
	取組内容をさらに充実するもの、または取組に新しい方向性や視点を追加するもの (特記事項…充実・追加の内容を記載)
	取組内容が完了したもの (特記事項…経過等について記載)
	都市づくりプランの今後の方向性等を踏まえ、施策展開方針に新たに追加するもの (特記事項…取組内容を記載)
	社会経済情勢の変化等を踏まえ、取組の軌道修正を行うもの (特記事項…経過や方向性等について記載)

(3) 都市づくりプランの進捗状況と今後の方向性 <<プラン別>>

テーマ	①広域調整	広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める	都市計画マスタープラン P39
------------	-------	--------------------------------	-----------------

テーマが目指すもの

産業活動や人、モノ、情報の交流を活性化し都市の活力を向上させていくため、周辺都市との連携のもと、広域化している産業活動や市民活動に対応した整備を進めます。

進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「計画的な都市整備や市街地整備(5-4-1)」「適切な開発や建築物・土地利用の誘導(5-4-3)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画を継承
2	これまでの取組経過	<ul style="list-style-type: none"> ・新名神高速道路開通 ・(都)茨木松ヶ本線(アンダーパス)開通 ・(都)西中条奈良線開通 	
3	これからの取組(課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・渋滞など交通状況等を踏まえた都市計画道路の継続的な整備推進 	

今後の方向性等

引き続き広域的な視点で機能やネットワークを捉え、大阪府や周辺都市との連携・調整のもと、計画的な都市基盤整備を進める。

各施策展開方針 今後の方向性

施策展開方針		方向性	特記事項
1	広域的なネットワークづくり		都市計画道路の整備を推進し、広域的なネットワークづくりに努める。
2	広域に影響・効果を与える施設立地の検討		引き続き広域的な影響・効果という視点を持ちながら、周辺都市等との連携・調整に努める。

都市づくりプラン テーマ①
 (施策展開方針) 1 広域的なネットワークづくり

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 新名神高速道路及び関連都市計画道路の整備 ・新名神高速道路及び関連都市計画道路の整備推進		[経過] ・新名神高速道路 : 平成29年12月開通 (高槻JCT/IC~川西IC間) ・(都)大岩線 : 整備中
	② 都市計画道路ネットワークの調整 ・府や近隣自治体等と連携した整備推進		都市計画道路茨木寝屋川線の早期整備に向け、大阪府との協議を進める。 [経過] ・(都)茨木松ヶ本線 : 平成29年度開通 (アンダーパス) ・(都)西中条奈良線 : 平成26年度開通 ・(都)山麓線 : 令和元年度開通 (一部区間)

都市づくりプラン テーマ①
 (施策展開方針) 2 広域に影響・効果を与える施設立地の検討

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 広域に影響・効果がある施設立地に対する、周辺都市等との連携による適正な開発指導 ・大規模集客施設等の商業系用途地域への誘導 ・広域連携による適正な開発指導		
民間活動の誘導指針	② 広域に影響・効果がある施設立地に対する、周辺都市等との連携による規制誘導 ・市民生活や産業活動への影響を考慮した指導		

テーマが目指すもの

市街地の拡大等による「都市の成長」だけでなく、既存の市街地や施設の活用により質の高い都市空間の充実を目指して成長していく必要があります。
本市においても無秩序な市街地の拡大を抑制し、社会経済情勢や地域の実情に応じた適切な土地利用を計画的に進めます。



進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「計画的な都市整備や市街地整備(5-4-1)」「彩都の都市づくり(5-4-2)」「適切な開発や建築物・土地利用の誘導(5-4-3)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画の内容に、「彩都東部地区の段階的な都市づくり」「立地適正化計画の運用」を追記
2	これまでの取組経過	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿道（南目垣・東野々宮町地区）におけるまちづくり ・立地適正化計画の策定 ・彩都中部地区、彩都東部先行地区の一部で基盤整備完了 	
3	これからの取組（課題等）	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画やコンパクトシティ(※)の考え方、社会情勢に応じた土地利用誘導 ・彩都東部地区の事業化促進 	

今後の方向性等

コンパクトシティの考えのもと、計画的な市街地整備を行うとともに、社会情勢や地域の実情に応じた都市づくりを進める。

各施策展開方針 今後の方向性

施策展開方針	方向性	特記事項
1 計画的な市街地整備		コンパクトシティの考え方と整合した計画的な市街地整備に努める。
2 社会情勢に応じた都市づくり		彩都東部地区の事業化促進に努めるとともに、低未利用地の動向等を注視し、対応を検討する。

(※) コンパクトシティ … 人口減少社会において持続可能な都市経営を図るため、居住や都市機能などの開発をむやみに拡大せず、一定の集約化された区域内でまちづくりを進めていく考え方

都市づくりプラン テーマ②
 (施策展開方針) 1 計画的な市街地整備

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	①	無秩序な開発の抑制 ・市街化調整区域での開発抑制 ・法的に可能な開発には適切に土地利用誘導	コンパクトシティの考え方を踏まえ、市街化調整区域における住宅開発を抑制するための必要な措置を講じるとともに、住宅系以外の土地利用については、地域の魅力向上や課題解決に資するもののみ、地区計画等の都市計画制度を活用し、誘導を図る。 [経過] ・市街化調整区域における地区計画の運用方針について（平成21年7月） ⇒ 見直しを検討 ・立地適正化計画（平成31年3月） [検討中地区] ①彩都あさぎ周辺…幹線道路（山麓線）沿道のポテンシャルや地域特性の活用
	②	社会経済情勢に応じた土地利用誘導の検討 ・適宜・適切な用途地域等の見直し ・幹線道路沿道のポテンシャルを活かした誘導 ・周辺環境に配慮した大規模集客施設の誘導	幹線道路沿道における都市的土地利用については、都市農業振興施策との調和という視点も含めて引き続き検討を進める。 大規模物流施設や情報技術関連施設等の新規立地については、必要に応じて都市計画制度等の活用により、周辺環境へ配慮したものとなるよう努める。また本市の都市づくりへの影響についても、継続的な検証・検討に努める。 [都市的土地利用の検討中地区] ①南目垣・東野々宮町地区 …都市計画決定（令和元年9月） 土地区画整理組合設立（令和元年11月） ②玉島・平田・野々宮地区、豊川・宿川原地区 …検討中
	③	地区計画や土地区画整理事業等による地域の特性に応じた市街地形成 ・地区計画等による地域特性に応じた都市づくり ・既成市街地における土地区画整理事業等の活用 ・広域施策を活かした幹線道路沿道の土地利用	
民間活動の誘導指針	④	コンパクトなまちの形成誘導による持続可能な都市経営	コンパクトな市街地を維持していくことは、現在の良好な都市環境の保全が図られるだけでなく、将来にわたって持続可能な都市づくりにもつながるとの認識のもと、都市再生特別措置法に基づく届出制度(※)の適切な運用も含めて、民間事業者等の理解を得ながら誘導する。 (※)立地適正化計画で定める「居住誘導区域」外での一定規模以上の住宅開発等に対して、届出・勧告制度の運用を開始（平成31年4月）

都市づくりプラン テーマ②
 (施策展開方針) 2 社会情勢に応じた都市づくり

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	①	低未利用地の発生（都市のスポンジ化）への対応	都市内に低未利用地（空き家・空き地等）が虫食的に発生する状況を放置すると、周辺地域の活力や生活利便性の低下等につながりかねないとの認識のもと、本市における発生状況を注視しながら、地域資源としての活用方策等の検討を進める。
民間活動の誘導指針	②	彩都東部地区におけるまちづくり ・先行地区の事業推進 ・他地区の開発促進	彩都東部地区については、新名神高速道路の開通といった立地ポテンシャルを活かした、産業系を中心とした土地利用誘導を行う。 そのなかで、企業の立地が進む先行地区の整備効果も踏まえ、彩都東部地区全体に波及するかたちでの事業化促進を図る。 [経過] ・彩都東部地区の土地利用方針（案）及び土地利用計画（案）の作成（彩都建設推進協議会、令和元年5月）

テーマが目指すもの

高度経済成長期に整備された都市基盤施設や住宅などの高経年化が進むとともに、人口減少社会の到来、税収の減少が予想されるため、施設のあり方の検討や長寿命化などによる既存ストックの有効活用を進めます。
そのため、民間の技術や資金等を活かしたマネジメントを進めます。



進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「上下水道施設の耐震化(4-1-4)」において『順調』、「危険家屋・老朽マンション対策(5-7-3)」「民間との連携、活力の活用(5-9-1)」「公共施設等の計画的な整備と資産の有効活用(7-2-4)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画の内容に、「公共施設等の全体最適化」「空家等対策計画の運用」を追記
2	これまでの取組経過	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等マネジメント基本方針策定 ・PPP手法導入指針策定 ・空家等対策計画策定 	
3	これからの取組(課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の適切な保全と全体最適化 ・既存ストックの活用促進 	

今後の方向性等

公共施設等については、老朽化が進行する中であっても、必要な安全性を確保し、利用者の満足度を高められるよう適切な保全に努めるほか、市民ニーズの変化等を捉え、施設機能の全体最適化を推進する。
空き家や中古住宅等の既存ストックについても、地域の資源として有効活用や適正管理がなされるよう促進に努める。

各施策展開方針 今後の方向性

	施策展開方針	方向性	特記事項
1	既存公共施設の効率的な管理・運営		計画的な保全による長寿命化、施設のあり方検討を踏まえた全体最適化に取り組むほか、民間や市民等と連携した、効率的で効果的な公共施設等の整備、管理・運営等を推進する。
2	既存ストックの有効活用		既存ストックの適正管理を促すととともに、地域資源としての有効活用を推進する。

都市づくりプラン テーマ③
(施策展開方針) 1 既存公共施設の効率的な管理・運営

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 総合的な公共施設マネジメントの推進 ・ 経営的視点による管理運営等 ・ 市有施設の活用方針策定 ・ 民間資金等の活用による効率的な運営		個別施設計画等に基づき、公共施設等の計画的な保全・長寿命化に努めるとともに、公共施設の今後の方向性に係る方針を策定し、全体最適化を推進する。 [経過] ・ 公共施設等マネジメント基本方針（平成29年3月） ・ 公共施設保全方針（令和元年度）
	② 公共施設の計画的な更新と耐震改修、長寿命化に向けた修繕の推進 ・ 耐震診断、耐震改修推進 ・ 修繕等の計画的実施 ・ 各施設（橋梁、上水道、下水道）の計画的な維持修繕や耐震化等		計画的な改修等により、財政負担の軽減・平準化を図るほか、市有建築物については構造体に加え、非構造部材の耐震化にも優先順位をつけて取り組む。
民間活動の誘導指針	③ 民間の資金やノウハウを活用した公共施設の効率的な運営 ・ PFI手法等の導入検討		一定規模以上の公共施設等の整備を行う際には、PPP手法導入指針に基づき、PFIをはじめとする官民連携手法の活用を検討する。
市民等が進めるまちづくりへの支援	④ 市民による公共施設や住環境の維持管理の推進 ・ 公共施設管理に携わる取組推進 ・ 住環境改善に向けた取組支援		公民館やコミュニティセンターについては、多くの市民が利用できる地域活動の拠点という位置づけから、施設の管理を地域が担う取組（「公民館のコミセン化」）を引き続き進める。

都市づくりプラン テーマ③
(施策展開方針) 2 既存ストックの有効活用

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 老朽危険家屋への対策 ・ 所有者への働きかけなど		法や条例の適用も視野に、引き続き適切な対応を図る。 [経過] ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成27年5月全面施行） ・ 茨木市空家等対策計画（平成29年3月） ・ 茨木市空家等の適切な管理に関する条例（平成30年4月）
	② 空き家・空き室の有効活用 ・ 所有者の意識醸成、仕組みづくり		[経過] ・ 茨木市空き家バンク（令和元年5月～）
民間活動の誘導指針	③ 中古住宅や空き店舗等のストック活用と流通促進 ・ 既存建築物の利活用や流通促進 ・ 情報提供や民間ネットワークづくり		
市民等が進めるまちづくりへの支援	④ マンション等の適正な管理や建替の円滑化 ・ セミナーや相談会等の開催による情報提供		分譲マンションの所有者が、将来にわたって良好な環境で住み続けられるよう、より主体的に管理運営に関わることができる意識の醸成を図る。

テーマが目指すもの

災害発生の危険性や、子どもや高齢者の安全確保など、社会を取り巻く大きな課題を踏まえ、市民等の取組とも連携しながら、安全に、また、安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「防災体制の強化(4-1-1)」「上下水道施設の耐震化(4-1-4)」「安威川ダムによる治水対策(4-1-6)」において『順調』、「防災意識の高揚(4-1-2)」「建築物の耐震化の推進(4-1-3)」「総合的な雨水対策の推進(4-1-5)」「誰にもやさしいまちづくりの推進(5-7-2)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画の内容に、「大阪北部地震等を踏まえた防災力強化」を追記
2	これまでの取組経過	<ul style="list-style-type: none"> 山間部の地域ごとのハザードマップ作成 緊急交通路沿道建築物への耐震診断支援 自主防災組織の結成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ため池ハザードマップ作成 一時避難地指定公園への防災機能整備 バリアフリー基本構想策定 雨水基本構想の策定
3	これからの取組(課題等)	大阪北部地震等を踏まえた防災力の向上	

今後の方向性等




大阪北部地震等の災害の経験を踏まえ、都市としての防災力をさらに向上させるとともに、市民等との連携を深め、地域の安全で安心な環境づくりを進める。

各施策展開方針 今後の方向性






施策展開方針		方向性	特記事項
1	災害に強い都市づくり		災害への備えの視点を持ちながら、都市としての防災力の向上に努める。
2	避難所、避難路の整備		ハード整備に加え、有事の際に実際に機能するものとなるよう、活用方法や役割分担などについて、各関係主体と協議・調整を深める。
3	建築物の耐震化促進		民間建築物の耐震化を着実に推進する。
4	防犯・防災対策によるまちの安全性の確保		市民の防犯に対する関心の高まり等も踏まえ、地域住民との連携のもと、安全・安心なまちづくりを進める。
5	誰にもやさしい都市づくり		安全で快適に生活できる都市づくりに努める。

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 安全な都市づくりのための公共施設等の整備 ・避難地への避難路沿道の公共施設の耐震化等		
	② 浸水対策の推進 ・雨水対策、その他総合的な対策の検討 ・府動向を踏まえた市独自条例の制定検討		
	③ 土砂災害への対応 ・山間部の集落ごとのハザードマップ作成		引き続き集落ごとのハザードマップ作成（平成30年度末で13地区作成）に取り組んでいくほか、平成29年3月に創設した土砂災害特別警戒区域内住宅所有者への移転・補強補助制度等の適切な周知・運用に努める。
	④ ダム等の整備による治水対策の推進 ・安威川ダム整備、ため池保全等		安威川ダムについては、引き続き整備を推進する。 ため池対策については、法令の動向も注視しつつ、決壊時の被害が大きいため池のハザードマップ等を活用した災害リスクの周知を図る。 [経過] ・農業用ため池の保全及び管理に関する法律（令和元年7月施行）
	⑤ 防災ボランティア団体、量販店、大学等の連携推進 ・連携した防災対策の推進		
	⑥ 帰宅困難者支援体制の整備 ・府と連携した支援体制の整備		
	⑦ 被災後を見据えたまちづくり		これまでの防災・減災の取組に加え、被災後に復興のしやすいまちづくりに向け、地籍調査事業の実施や道路・細街路の整備、公園の適正配置などを進め、平時から良好な市街地形成に努める。 (参考) ・復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（国土交通省都市局、平成30年7月） [経過] ・地籍調査事業（平成28年度より開始）
民間活動の誘導指針	⑧ 細街路整備計画等に基づく生活道路整備の促進 ・避難路の確保や消防活動の円滑化		
	⑨ 防火・準防火地域における建築物の不燃化の促進 ・市街地における建築物不燃化促進		
	⑩ 防災農地の指定 ・災害協定締結による防災農地の指定		都市農地の防災空地としての側面も踏まえ、市街地における生産緑地の追加指定やその維持・保全に努める。
市民等が進めるまちづくりへの支援	⑪ 防災意識の向上 ・ハザードマップによる地域の危険箇所認識や作成への住民参加促進		ハザードマップについては、浸水想定の見直し等に対応した随時の更新に努める。なお、ハザードマップの周知だけではなく、防災訓練や研修会などへの住民参加の促進により、防災意識の向上を図る。

都市づくりプラン テーマ④
(施策展開方針) 2 避難所、避難路の整備

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	①	(1)避難所、避難路の整備 ・防災公園の機能強化 ・一時避難地の防災機能強化等	 必要となる資機材について計画的に整備を進めるとともに、災害時に機能する施設となるよう、活用方法や役割分担などについて各関係主体との協議・調整を深める。 [経過] ・一時避難地指定されている都市公園の防災機能強化事業（～令和元年度）
		(2)避難所、避難路の整備 ・緊急交通路沿道通行障害建築物への耐震診断費用補助	 法令改正により耐震診断義務化対象路線沿いの通行障害建築物として新たに追加されたブロック塀等も含めて、引き続き耐震診断の促進に努める。 [経過] ・耐震診断費用補助制度終了（平成28年度） ※法に基づく耐震診断結果の報告期限：平成28年12月 ・耐震改修促進法施行令改正（平成31年1月施行）
民間活動の誘導指針	②	緊急交通路沿道の建築物の耐震化・不燃化の促進 ・緊急交通路沿道通行障害建築物の所有者への啓発	 耐震診断結果の報告を受けた建築物について、耐震診断結果を市のホームページ上で公表した。未報告の建築物が存在（※）するため、当該建築物の所有者に対して報告を行うよう引き続き働きかけていく。 （※）4物件（平成30年度末時点）

都市づくりプラン テーマ④
(施策展開方針) 3 建築物の耐震化促進

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	①	住宅・建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進 ・市有建築物の耐震化 ・市内の建築物の耐震化促進	 [実績値等（市有建築物）] 耐震化率：97.4%（平成29年度末） （目標：令和2年度末までに95.0%以上）
民間活動の誘導指針	②	(1)民間建築物の耐震化の促進 ・旧耐震建築物の耐震化促進 ・緊急交通路沿道通行障害建築物等の耐震診断促進	 緊急交通路沿道通行障害建築物等で、耐震診断結果の報告を受けたものについて、耐震診断結果を市のホームページ上で公表した。未報告の建築物が存在（※）するため、当該建築物の所有者に対して報告を行うよう引き続き働きかけていく。 （※）緊急交通路沿道通行障害建築物…4物件（平成30年度末時点） 大規模建築物等 …1物件（平成30年度末時点）
		(2)民間建築物の耐震化の促進 ・屋外広告物の適切な維持管理	 （参考）大阪府屋外広告物条例改正 [平成30年10月施行] ・管理義務を有する者を明確化 ・点検、点検結果報告を義務化、点検資格者を厳格化
市民等が進めるまちづくりへの支援	③	(1)住宅の耐震化の促進 ・耐震診断補助制度の活用 ・木造住宅の耐震改修啓発、支援 ・共同住宅の費用負担軽減策の検討 ・相談窓口やアドバイザー派遣の充実	
		(2)住宅の耐震化の促進 ・危険ブロック塀等の注意喚起、改修工法の普及・啓発	 危険ブロック塀等への対応については、緑化施策（生垣・高木植栽への転換）の活用という視点も含めて、普及・啓発を図る。 （参考）注意喚起や普及・啓発に加えて、大阪北部地震等を踏まえた対応として、危険なブロック塀等を予防的に撤去することに対して補助金制度による支援を実施（平成30年度、令和元年度）

都市づくりプラン テーマ④
 (施策展開方針) 4 防犯・防災対策によるまちの安全性の確保

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 街路灯・防犯灯の設置 ・街路灯や防犯灯設置推進 ・LED化の促進		
市民等が進めるまちづくりへの支援	② 地域住民による防犯活動の支援 ・自治会等による防犯活動支援		自治会等の防犯カメラ設置への支援や、市が設置している通学路見守り用カメラ（平成28年度～）の適切な運用、また各種関係団体との連携の推進により、引き続き安全・安心な見守り体制を構築する。
	③ 自主防災組織の設立・運営等の支援 ・設立や活動の支援		[実績値等] 各小学校区における自主防災組織の設立数 ：30組織/32校区（平成30年度末）

都市づくりプラン テーマ④
 (施策展開方針) 5 誰にもやさしい都市づくり

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進 ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備 ・バリアフリー基本構想の策定 ・重点整備地区の整備推進		バリアフリー基本構想等に基づき、引き続き取組みを推進する。 [経過] ・バリアフリー基本構想策定（平成28年3月）
	② 誰にも分かりやすい案内の充実 ・ユニバーサルデザインや多言語対応に配慮した各種サインや標識などの整備		
民間活動の誘導指針	③ 民間施設のバリアフリー化の推進 ・バリアフリー法や府条例に基づくバリアフリー化の推進		

テーマが目指すもの

市民が快適な生活を送ることのできる住み良いまちとするために、身近なところで緑や水辺に触れることができるとともに、良好なコミュニティが醸成される、うるおいとゆとりのある住環境の形成を進めます。
 また、住宅地としての魅力と環境を向上させ、持続的に維持するために、地域住民自らが行う環境改善や美化活動などの取組を推進します。

進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「快適で良好な住環境の形成(5-5-1)」 「都市におけるみどりの形成(5-5-2)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画の内容に、「元茨木川緑地リ・デザイン」を追記
2	これまでの取組経過	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣緑化事業 ・公園の再整備（長寿命化対策） ・緑の基本計画策定 	
3	これからの取組（課題等）	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地緑化の推進 ・市民参加の仕組みを盛り込んだ、「元茨木川緑地リ・デザイン」 ・地域住民による集い、憩いの場づくり 	

今後の方向性等

緑の骨格軸である元茨木川緑地のリ・デザインの取組を中心として、緑地等を活かしたうるおいとゆとりのある良好な住環境形成を進める。
 また、これからの人口減少社会において暮らしやすさの低下を防ぐためには、地域住民が主体的に考え、取り組むことが不可欠であることから、地域が主体的に行う地域課題の解決に向けた取組を支援するなど、コミュニティ意識の醸成に向けた取組を進める。

各施策展開方針 今後の方向性

	施策展開方針	方向性	特記事項
1	良好な環境の住宅地形成		良好な環境の維持・形成に努めるとともに、地域住民が主体的に行う取組を支援する。
2	緑地等を活かしたまちづくり		緑の骨格軸である元茨木川緑地のリ・デザインの取組を、市民との協働・連携のもと推進する。 また、民有地における緑化促進を図る。

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 周辺環境に調和した開発誘導の推進 ・周辺との調和等を考慮した指導 ・時代の変化に対応した指導要綱の見直し検討		
	② 集まる場所を中心に計画する開発の誘導 ・集会所や緑の配置を重視した計画誘導		
	③ 良好な住宅・住宅地の維持・形成 ・自然環境と調和した良好な住宅地形成		
	④ 利用ニーズに応じた特徴的な公園の適正配置 ・地域の実情に合わせた再整備 ・それぞれの公園に特徴を持たせた整備推進		整備後に相当年数が経過した公園については、施設の老朽化に加え、樹木面でも課題（老木や高木の増加など）がある。地域の実情にあった公園整備を引き続き推進するとともに、適切な樹木・植栽管理のあり方について検討を進める。 また、民間開発時に整備された公園や児童遊園についても、地域の実情に応じたあり方を検討する。
民間活動の誘導指針	⑤ 開発基準による安全でゆとりのある住宅地の誘導 ・防災や防犯に配慮した住宅地開発の指導・誘導		
	⑥ (1)地区計画や土地区画整理事業等による良質な住宅地づくり ・地区計画、区画整理事業等の活用 ・彩都地区計画による良好な環境形成		
	(2)地区計画や土地区画整理事業等による良質な住宅地づくり ・大規模工場跡地等の適切な土地利用誘導		地区計画制度等を活用した良好な住環境の維持・保全については継続的に取り組むが、大規模工場跡地の土地利用転換にあたっては、コンパクトシティ等の考え方にに基づき、住宅開発以外を基本とした土地利用誘導を図る。
	⑦ 交通環境と連動した開発の誘導 ・大規模開発時の交通環境への配慮誘導		
市民が進めるまちづくりへの支援	⑧ 地域住民による住宅地や集いの場・公園等の運営・維持管理の促進 ・住民主体の取り組み等支援 ・身近な公共施設管理への市民参加 ・まちづくり協議会等の活動支援		引き続き、地域自治組織（地域協議会）の結成促進や活動の円滑化に向けた支援を進めるとともに、地域が主体的に行う地域課題の解決に向けた取組を支援するなど、より一層の地域コミュニティの活性化を図る。 [経過] ・地域自治組織結成数： 3校区（平成26年度末）⇒13校区（平成30年度末）

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 地域のシンボルとなる樹木の保全誘導 ・ 景観重要樹木の指定		引き続き景観重要樹木指定の可能性について検討する。 また、これまで指定を行ってきた保存樹木等については、将来にわたって適切に維持管理がなされるよう所有者への支援策を検討する。
	② 元茨木川緑地・親水水路や河川敷の憩いの場としての魅力向上 ・ 市民の憩いの場としての魅力向上 ・ 水辺利用の安全性配慮		
	③ 元茨木川緑地の「市の誇れる財産」としての魅力向上		元茨木川緑地は単なる憩いの場としての位置付けにとどまらず、「市の誇れる財産」として次世代に引き継いでいくべき本市の緑の骨格軸であり、また中心市街地活性化に寄与する一要素であるとの認識のもと、市民のニーズを踏まえ、市民参加の仕組みづくりを含めた「リ・デザイン」の取組を進める。
民間活動の誘導指針	④ 市街地開発と農業が一体となったまちづくりの誘導 ・ 周辺農家と連携したまちづくり		農産物生産機能、防災機能、教育・学習機能、景観形成機能など、農地が持つ多面的役割を踏まえ、生産緑地制度の適切な活用などを含め、都市内の農地の維持保全を図る。 なお、指定後30年を迎える生産緑地については、所有者の希望に応じて円滑に「特定生産緑地」へ移行できるよう、情報提供など適切な支援を行う。
市民等が進めるまちづくりへの支援	⑤ 緑や花等による地域のうるおいづくりの促進 ・ 緑化活動や生垣緑化等への助成		生垣に加えて、壁面緑化やシンボルツリーの設置などを含め、幅広く民有地緑化を促進する。 また、ハードとしてみどりの適正配置に加え、相談事業など、みどりに関心がある人を増やすソフト的な取組も推進する。

施策展開方針・取組に関する参考資料（図、写真、データ）を掲載予定

テーマが目指すもの

多様な暮らしを営む市民が、そのニーズにあった住まいで暮らすことができるまちづくりを進めます。また、既存住宅ストックの適正な維持・管理に取り組み、長期にわたって住み継がれていく住宅づくりを進めます。



進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「公的住宅の改善・充実(5-5-5)」において『順調』、「快適で良好な住環境の形成(5-5-1)」 「良好な住宅ストックの形成(5-5-4)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画を継承
2	これまでの取組経過	空家等対策計画の策定	
3	これからの取組 (課題等)	居住マスタープラン等に基づく施策展開 (居住マスタープラン…令和元年度策定予定)	

今後の方向性等

多様な住宅ニーズを受け入れる環境整備を進めるとともに、長期にわたって住み、活用できる住宅づくりを進める。

各施策展開方針 今後の方向性

	施策展開方針	方向性	特記事項
1	誰もが安心して暮らすことのできる多様な住宅供給		民間と連携し、住宅確保要配慮者を含めた多様な住宅ニーズを受け入れる環境整備を進める。
2	長期にわたって住宅を活用するための制度普及等		長期にわたって活用できる住宅づくりに努める。

都市づくりプラン テーマ⑥
 (施策展開方針) 1 誰もが安心して暮らすことのできる多様な住宅供給

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 居住の安定を確保するための住宅セーフティネットの構築 ・セーフティネットとしての市営住宅の適切な維持管理 ・公営住宅に関する情報提供		市営住宅については、引き続き適切に維持管理していくことに加え、長寿命化対策も併せて実施し、住宅確保要配慮者の受け皿のひとつとして長期的な施設活用を図る。 [経過] ・耐震化 (H29年度で完了) ・長寿命化工事 (事業中)
	② 住まいに関する情報提供の推進 ・多様なニーズに対応した情報提供		多様な住まい方、暮らし方を踏まえた情報提供に努める。
民間活動の誘導指針	③ 多様な住宅の供給の誘導 ・バリアフリー化等の促進誘導 ・多様なニーズに対応した住宅供給誘導		
	④ 高齢者や障害者が安心して暮らせる住宅の供給促進 ・介護サービス付きの住宅やグループホーム等の供給促進		
	⑤ 多様な居住を受け入れる住宅市場の形成誘導 ・大阪あんしん賃貸支援事業の活用による市民の居住環境の安定		大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度との連携などにより、引き続き住宅確保要配慮者の居住環境の安定化を図る。

都市づくりプラン テーマ⑥
 (施策展開方針) 2 長期にわたって住宅を活用するための制度普及等

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
民間活動の誘導指針	① 「壊してつくる」から「長く使う」「なおして使う」まちづくり誘導 ・空き店舗や空家の再生や活用促進 ・長期優良住宅認定制度の利用促進		
市民等が進めるまちづくりへの支援	② 「長く使う」「なおして使う」住まいづくり・住まい方の支援 ・耐震診断補助制度、木造住宅の耐震改修への支援 ・長期優良住宅認定制度の利用促進 ・空き家を活用した住宅供給促進		

テーマが目指すもの

市民が暮らし・学び・働き・遊び、様々な活動がまちで展開されることが、まちの活力を高める上で大切だと考えます。本市における経済や雇用、暮らしを支え、活力を牽引する「産業」を創り、守り育てます。
また、市内の大学や企業、行政等の連携を強め、それらの施設や人材を活かしたまちづくりを進めます。


進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「商業の活性化(5-1-3)」「地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成(5-2-1)」「幹線道路沿道での企業立地誘導(5-2-2)」「特区制度などを活用した企業立地(5-2-3)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画の内容に、「新製品・新サービス、競争力を持った新事業の創出」を追記
2	これまでの取組経過	<ul style="list-style-type: none"> ・南目垣・東野々宮町地区におけるまちづくり ・彩都中部地区、彩都東部先行地区の一部で基盤整備完了 	
3	これからの取組(課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・彩都東部地区の事業化促進 ・産官学民の連携によるまちづくりの推進 	

今後の方向性等

まちの活力を高めるため、新たな産業創出や操業環境の維持を図るとともに、市内の大学や企業等と連携したまちづくりを進める。

各施策展開方針 今後の方向性




施策展開方針		方向性	特記事項
1	企業立地の促進		企業の操業環境維持と、立地促進に努める。
2	北大阪のライフサイエンス拠点づくり		ライフサイエンス拠点の維持・充実に努める。
3	産官学民連携によるまちづくり		市内の大学や企業等との連携による新たなまちづくりを進める。

都市づくりプラン テーマ⑦
 (施策展開方針) 1 企業立地の促進

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 企業立地を促進する新たな土地利用の推進 ・幹線道路沿道のポテンシャルを活かした誘導 ・彩都事業推進、山麓線整備推進 ・彩都東部の事業化促進等 ・彩都西部、東部における産業集積	継続	幹線道路沿道における都市的土地利用については、都市農業振興施策との調和という視点も含めて検討を進める。 また、企業立地誘導にあたっては、増加する労働人口の受け皿（交通アクセスや住まい等）の確保やまちづくりへの影響なども踏まえ、適切に対応する。 [経過] ・南目垣・東野々宮町地区 …都市計画決定（令和元年9月） 土地区画整理組合設立（令和元年11月） ・彩都中部地区…区画整理事業完了（平成28年2月） ・彩都東部地区…(先行2地区)2地区のうち、1地区事業完了（その他地区）事業化に向け検討中
	② 企業立地の維持・促進 ・移転情報と立地要望のマッチング	継続	
民間活動の誘導指針	③ 生産環境を保全する土地利用の誘導 ・工業地域における住宅開発抑制 ・工業系用途地域における住宅開発への指導 ・企業立地促進制度の活用	継続	工業地域における住宅開発については、操業環境の保全という観点に加え、居住地域を広げすぎないというコンパクトシティの考え方からも抑制されるべきものである。 [経過] 立地適正化計画（平成31年3月）において、工業地域を居住誘導区域から除外
市民等が進めるまちづくりへの支援	④ 企業立地を促進するまちづくりの支援 ・地権者の取組への支援	継続	

都市づくりプラン テーマ⑦
 (施策展開方針) 2 北大阪のライフサイエンス拠点づくり

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 北大阪のライフサイエンス拠点づくりの推進 ・彩都ライフサイエンスパークの充実促進	継続	
民間活動の誘導指針	② ライフサイエンスパークにおける研究機関の連携促進 ・研究活動や研究機関の連携促進	継続	
	③ ライフサイエンスパークにおける市民等との交流促進 ・市民等と企業との交流促進	継続	

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 企業間や企業と市民等との交流による新規事業創出の推進 ・産官学民連携による新規事業等創出促進 ・インキュベーション施設の整備推進等による起業促進		[経過] ・彩都西部地区バイオインキュベーション施設 : 3施設 (平成30年度末稼働率94%)
民間活動の誘導指針	② 地域と企業・大学等との連携によるまちづくりの促進 ・大学や企業等のまちづくり参加促進		複数の大学が立地している本市の魅力・強みを活かし、大学・学生との連携を深め、まちづくりを進める。 [経過] ・いばらき・大学連携事業補助金: 13件 (平成30年度交付決定件数)
	③ ものづくり企業とデザイナー・クリエイターの連携が生まれるコワーキングスペース等の整備誘導 ・コワーキングスペース等の整備誘導検討		クリエイターの出会いや連携による化学反応は、単なる一商品の競争力強化というだけにとどまらず、新たな価値が発見・創出されることを通じて、本市のまちづくりにとってもプラスとなるという認識から、まずは中心市街地における立地誘導を重点的に取組む。

施策展開方針・取組に関する参考資料（図、写真、データ）を掲載予定

テーマが目指すもの

中心市街地などの「拠点」は多くの市民が集い、利用し、共感や連携を生み出す場所にもなります。また、生活を支える身近な商店街や店舗があり、イベント、文化活動などが繰り広げられ、様々な出会いを生み出す場所にもなります。今後は拠点の魅力をさらに高め誰もが訪れたい都市づくりを進めます。駅の周辺は、多くの市民が利用する地域であることから、拠点としての機能の強化を図り、誰もが暮らしやすい都市づくりを進めます。

進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「商業の活性化(5-1-3)」「生活を支える拠点の整備・充実(5-6-1)」「魅力ある中心市街地・駅周辺の整備(5-6-2)」「JR総持寺駅を活かした都市づくり(5-6-3)」「駐車場・駐輪場の充実(5-8-3)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画の内容に、「拠点機能の維持・充実」「市民会館跡地エリア活用等による中心市街地の魅力向上」「多様な主体による活動の展開」、「JR及び阪急総持寺駅両駅を活かす視点」を追記
2	これまでの取組経過	(中心部)・立命館大学開学 ・市民開放施設整備 ・JR茨木駅東口駅前広場整備 (東部)・JR総持寺駅開業 ・東芝工場跡地における開発(追手門学院大学開学等) (その他)・立地適正化計画策定(都市機能誘導区域設定)	
3	これからの取組(課題等)	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館跡地跡地エリア活用 公共空間を含めたまちなか空間活用 JR茨木駅、阪急茨木市駅周辺における再整備検討 中心市街地活性化基本計画策定 次なる茨木ランドデザイン(中心市街地の将来像) 総持寺周辺のまちづくり 	

今後の方向性等

中心市街地においては、市民会館跡地エリア活用を中心とした都市拠点の形成を進めるとともに、各事業を「点」でなく「面」として展開していくことを意識しながら、多様な主体による活動を創出していく。また、中心市街地や総持寺周辺における駅を中心としたまちづくりについては、拠点としてのあり方や必要な都市機能など、引き続き検討を深めていく。

各施策展開方針 今後の方向性

施策展開方針		方向性	特記事項
1	誰もが訪れたい中心市街地の形成		市民会館跡地エリア活用を中心としたハード整備に加え、多様な主体の活動が生まれる場・機会創出を推進する。
2	駅周辺における拠点づくり		駅周辺における拠点機能のあり方等に関する検討を進める。
3	総持寺周辺における拠点づくり		JR総持寺駅開業等を契機に、市東部の拠点としての機能向上を図る。
4	駅周辺における駐車場・駐輪場の整備		交通状況や地域特性を踏まえた整備誘導等に努める。
5	市民の生活を支える身近な生活拠点の維持・形成		生活拠点の誘導・形成に努める。

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	(1)歩いて楽しい中心市街地とするための交通環境の充実 ・立命館大学周辺道路の整備	完了	
	① (2)歩いて楽しい中心市街地とするための交通環境の充実 ・シビックセンター環状道路の形成 ・一方通行化の検討	継続	一方通行化に向けた取組みを推進するうえで、環状道路の整備による市内交通量削減は不可欠であり、構成路線のうち、未整備となっている都市計画道路茨木寝屋川線の早期整備に向けて、大阪府との協議を進める。
	(3)歩いて楽しい中心市街地とするための交通環境の充実 ・バスの運行環境の向上	継続	乗り継ぎ運賃値下げ施策を含め、路線バスの利便性向上施策を継続的に検討する。
	② 広域交通（通過交通）と生活交通を分離する環状道路体系の整備促進 ・整備に向けた府との協議	継続	
	③ 地域活力の向上に向けた多様な事業手法の検討 ・多様な手法の組み合わせによる都市づくり	充実	新たな主体である「まちづくり会社」による積極的な事業展開を含め、引き続き多様な主体・手法により中心市街地活性化を図る。 [経過] ・行政や民間では主体になることが困難な領域の事業を担う「まちづくり会社」を設立（令和元年度）
	④ 市民会館跡地エリアを中心とした、人の回遊・滞在・交流・活動が生まれる場づくり	追加	市民会館跡地エリアの活用にあたっては、単なる施設整備だけで終わるのではなく、多様化した市民ニーズを満たすような、様々な過ごし方や活動ができる「広場」的な場づくりも進め、中心市街地全体で人の回遊・滞在・交流・活動が波及するように取り組む。 [経過] ・市民会館跡地エリア活用基本構想（平成30年3月） ・市民会館跡地エリア活用基本計画（平成30年12月）
	⑤ 公共空間活用によるまちづくり	追加	中心市街地における公共空間を交流・活動等が生まれる場として有効活用することにより、魅力的なまちづくりを推進する。
⑥ 中心市街地の全体像・将来像を描く取組み (次なる茨木・グランドデザイン)	追加	中心市街地で展開する各事業の効果を、ある一つの場所での出来事「点」で終わらせることなく全体へ面的に波及させていくため、多様な主体（民間、市民、大学、企業、団体など）と関係・対話しながら、中心市街地の全体像・将来像を描く取組みを推進する。	
民間活動の誘導指針	⑦ 歩いて楽しい中心市街地となるような市民の立ち寄りスポットの整備誘導 ・回遊性のある商業地区づくり	充実	中心市街地における交流・活動の創出に向け、公共空間に加えて、活用可能な民間空間についても多様な活動の場としての活用ができないか検討・誘導する。
	⑧ 中心市街地におけるインキュベーション施設、チャレンジショップの立地誘導 ・空き店舗等を活用した立地誘導等	継続	
	⑨ 商店街の連続性維持のための商業施設立地誘導 ・低層部における商業機能導入誘導	継続	
	⑩ 市民のニーズを満たす「集いの場」の整備・運営 ・市民開放施設等の整備、運営	継続	立命館いばらきフューチャープラザについては、市民会館跡地エリアに整備される施設との適切な役割分担のもと、引き続き市民利用が可能な場として運営がなされるよう働きかける。 [経過] ・市民開放施設（立命館いばらきフューチャープラザ）完成（平成27年度）
	⑪ 中心市街地における文化・芸術活動の支援 ・活動場所や交流機会の提供 ・活動場所や広報活動等の支援	継続	公共施設や公共空間をはじめとして、空き家・空き店舗等多様な場の活用も進むよう誘導に努める。

都市づくりプラン テーマ⑧
 (施策展開方針) 2 駅周辺における拠点づくり

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 鉄道駅周辺等における拠点機能の強化 ・ゆとりある空間創出、地域活性化とイメージ向上 ・JR茨木駅、阪急茨木市駅、南茨木駅、阪急総持寺駅における、商業・文化・生活支援機能の集約による機能強化		超高層建築物については、鉄道駅を中心とした拠点形成を進める一つの手段となりうるが、当該建築物が周辺環境に及ぼす影響等を考慮し、公共性や持続可能性などが備わっているなど、本市にとって必要といえるものに限る、立地に向けた検討を進めることとする。 [経過] ・超高層建築物の立地に関する基本的な方針（平成30年12月）
民間活動の誘導指針	② 駅周辺建築物の再生の促進 ・駅前ビルの再生等促進 ・時代に即した都市機能整備促進		
市民等が進めるまちづくりへの支援	③ 駅周辺地域の課題に対応するまちづくり活動の支援 ・周辺住民等の主体的取組への支援		


都市づくりプラン テーマ⑧
 (施策展開方針) 3 総持寺周辺における拠点づくり (旧方針名：JR総持寺駅を中心とした新たな拠点づくり)

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 総持寺周辺における拠点づくり (旧取組名：JR総持寺駅を中心とした新たな地域拠点の形成) ・駅前広場、周辺道路等の整備、新たな地域拠点としての土地利用誘導や公共施設等整備 ・JR総持寺駅と阪急総持寺駅とのネットワーク強化等		総持寺周辺については、駅開業等を契機とした都市機能の充実や周辺道路整備などのネットワーク強化を図るとともに、文教・商業・住居機能が整備される東芝工場跡地や隣接する西河原公園との、人や交通の流れを意識した一体的なまちづくりの推進により、市東部の拠点としての機能向上を図る。 [経過] ・JR総持寺駅開業（平成30年3月） ・市道総持寺駅前線 《JR総持寺駅～阪急総持寺駅》…整備完了（平成29年度） 《JR総持寺駅～国道171号》…事業中 ・市道庄中央線（事業中） ・阪急総持寺駅 駅前広場の都市計画決定（平成28年9月） ・東芝工場跡地 追手門学院大学新キャンパス開学（平成31年4月） ・国道171号西河原交差点拡幅 都市計画決定（令和元年度）
民間活動の誘導指針	② JR総持寺駅を中心とした新たな施設立地の誘導 ・JRや開発事業者と連携した整備促進 ・阪急総持寺駅との有機的なつながり形成による商業などの活性化		

都市づくりプラン テーマ⑧
 (施策展開方針) 4 駅周辺における駐車場・駐輪場の整備

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 地域特性に応じた駅周辺における駐車場・駐輪場の充実 ・交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車・駐輪対策		中心市街地の駅周辺の駐車場・駐輪場のあり方について、今後の交通動向等も見据えながら、人の回遊を重視したまちづくりを検討する。
民間活動の誘導指針	② 駅周辺における駐車場等の整備誘導 ・駐車需要施設の設置者による整備誘導		
	③ レンタサイクル等の利便性向上 ・レンタサイクルやコミュニティサイクルの利便性向上による路上駐輪低減		

都市づくりプラン テーマ⑧
 (施策展開方針) 5 市民の生活を支える身近な生活拠点の維持・形成

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
民間活動の誘導指針	① 生活拠点における商業施設や交通結節点の維持・誘導 ・生活圏内での購買・サービス機能立地・維持 ・生活圏内でのまちづくり活動等の拠点立地		

テーマが目指すもの

本市には北部地域をはじめ、豊かな歴史文化や農地、里山といった自然資源等を有する魅力ある地域があります。
そのため、これらの地域の景観や環境を守るとともに、市民の憩いと癒しの空間として活用できるまちづくりを進めます。

進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「農林業の振興(5-1-1)」「都市と農村の交流活動等による活性化(5-1-2)」「北部地域の魅力向上(5-6-4)」「自然資源の利用の推進(6-2-2)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画の内容に、「森林整備と木材利用の促進」を追記
2	これまでの取組経過	・新名神高速道路開通、茨木千提寺 I C・PA 設置	
3	これからの取組(課題等)	・安威川ダム周辺を拠点とした北部地域の魅力向上 ・地元住民と市内外の様々な人のかかわりによる持続可能な地域づくり	

今後の方向性等

特に北部地域の豊かな自然資源等の活用は、市民の憩いと癒しの空間づくりになるだけでなく、本市の魅力向上や、持続可能な地域づくりにも寄与する重要な要素である。整備が進む安威川ダム周辺を拠点的な場として位置付け、民間事業者や北部地域の住民、また市街地に居住する住民等多様な主体とともに取組みを進める。

各施策展開方針 今後の方向性

	施策展開方針	方向性	特記事項
1	里地や里山、河川等を活かしたまちづくり		引き続き里地・里山の保全活用を推進しつつ、緑の骨格軸である元茨木川緑地のリニューアルを契機とした自然資源等のネットワーク形成に努める。
2	北部地域の魅力向上		安威川ダム周辺を拠点的な場として捉え、民間事業者や北部地域の住民、また市街地に居住する住民等多様な主体とともに取組みを進める。

都市づくりプラン テーマ⑨
 (施策展開方針) 1 里地や里山、河川等を活かしたまちづくり

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 里地・里山の保全活用 ・市民等との連携による里地里山の保全活用 ・景観や環境に配慮した農林業施設整備		活用面の取組として、森林整備や公共建築物への木材利用促進、市民及び事業者への普及啓発や情報提供などに努める。
	② 水と緑のネットワークの形成 ・水と緑のネットワーク形成、幹線道路緑化、歴史・文化資源のネットワーク形成 ・北部の自然等を活かした取組み		緑の骨格軸である元茨木川緑地の「リ・デザイン」の取組を契機とした自然資源等のネットワーク形成に努める。 なお、近年高木化などで管理面の課題が生じている幹線道路沿いの緑（街路樹等）については、適切な維持管理に向けた検討を進める。
市民等が進めるまちづくりへの支援	③ 里地・里山の保全活用の促進 ・里地里山の保全活動の促進 ・森林保全の担い手育成		新たに創設された森林環境譲与税等の財源を活用し、森林の保全・維持管理に取り組む市民等に対する支援を行う。 [経過] ・森林環境譲与税制度（平成31年4月創設）

都市づくりプラン テーマ⑨
 (施策展開方針) 2 北部地域の魅力向上

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 北部地域の魅力アップに向けた機能拡充 ・広域的な観光拠点充実 ・千提寺地区及び周辺の魅力発信 ・里山センター等の活用 ・北部地域の公共交通確保検討		新名神高速道路開通の効果を踏まえつつ、安威川ダム周辺を拠点的な場として捉え検討を進める。
	② 安威川ダム周辺の水辺を活かした観光レクリエーション拠点の整備 ・ダム周辺を活かした観光拠点整備 ・水と緑の地域資源を活かした整備 ・「スポーツ」の交流空間創造		市街地と北部地域の結節点に位置する安威川ダム周辺を、北部地域活性化の「ハブ拠点」とすると捉え、民間事業者等との連携のもと、暮らしの満足度向上や交流人口拡大につながる場を創出する。
民間活動の誘導指針	③ 安威川ダム周辺を「ハブ拠点」とした北部地域の魅力向上		北部地域の「ハブ拠点」形成のためには、公共だけではなく、民間による柔軟な発想と事業展開が不可欠であるという認識のもと、官民連携で検討を進める。
市民等が進めるまちづくりへの支援	④ 北部地域の持続可能な地域づくりの支援 ・千提寺地区における地域づくりの支援		安威川ダムにおける「ハブ拠点」整備を大きなひとつの契機として、地元住民だけでなく、市内外のさまざまな人たちが北部地域に関心を持ち、みんなで考え、課題解決に向けて一緒に取り組んでいくことができる仕組みづくりを検討する。

テーマが目指すもの

建築物を建てたり、住宅地開発を行ったりする場合には、その地域の良好な景観を保全するため、周辺と調和したものとすることが大切です。
 そのために、地域住民によるルールづくりの支援など、地域の景観や環境をより良い方向へと誘導できるまちづくりを進めます。

進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「良好な景観の保全と創造(5-5-3)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画の内容に、「中心市街地における景観形成」を追記
2	これまでの取組経過	景観計画の運用	
3	これからの取組(課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物条例制定の検討 ・中心市街地における景観形成 	

今後の方向性等

周辺環境と調和した景観の保全に努めるとともに、屋外広告物条例制定の検討や中心市街地における景観のあり方の検討等を進めることにより、市民とともに茨木市らしい景観の形成を進める。

各施策展開方針 今後の方向性

	施策展開方針	方向性	特記事項
1	景観計画に基づく景観の保全・創出		引き続き景観計画を適切に運用するとともに、景観に配慮した屋外広告物のあり方検討も進め、良好な景観の保全・創出を図る。
2	本市の個性と魅力を活かした景観まちづくり		中心市街地における景観のあり方を検討し、個性と魅力を活かした景観形成を進める。
3	景観に関する意識の醸成		景観に関する啓発に努める。




都市づくりプラン テーマ⑩
(施策展開方針) 1 景観計画に基づく景観の保全・創出

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 景観計画に基づく景観の保全・創出 ・景観計画に基づいた茨木らしい景観づくり ・景観形成基準による誘導 ・景観重要公共施設等の指定	継続	魅力ある茨木らしい景観の保全・創出に向け、景観計画の見直しを検討する。
	② 景観に配慮した屋外広告物の検討 ・府条例改正内容を踏まえた市独自の条例制定	継続	大阪府条例の改正内容を踏まえることに加え、本市の屋外広告物についての現状把握・課題抽出等を行い、条例制定に向けて検討を進める。 (参考) 大阪府屋外広告物条例改正 [平成30年10月施行] ・管理義務を有する者を明確化 ・点検、点検結果報告を義務化、点検資格者を厳格化
民間活動の誘導指針	③ 建築物の形態等に関するルールに基づく建築物等の誘導 ・地区計画や景観計画等の適切な運用	継続	

都市づくりプラン テーマ⑩
(施策展開方針) 2 本市の個性と魅力を活かした景観まちづくり

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 周辺環境と調和した景観・環境の保全・創出 ・周辺景観や環境と調和した公共施設整備 ・北大阪地域での広域的な景観形成	継続	
	② 歴史文化を活かしたまちなみの形成 ・景観重要建造物の指定促進 ・西国街道における道路景観整備	継続	町屋など地域の歴史や文化を伝える建築物の動向を注視し、まちなみの形成に努める。 [参考] ・歴史的景観形成地区(椿の本陣周辺地区)
	③ 地域資源を活かした個性のあるまちづくり ・都市計画制度や景観協定等の活用	継続	
	④ 中心市街地における景観形成	追加	中心市街地でより統一感のあるまちなみを形成することで、「次なる茨木」に向けて展開する各プロジェクトの効果を中心市街地全体へ波及させていくため、中央通り、鮎川線沿道における景観のあり方について、景観計画の見直しも視野に入れながら、市民とともに検討を進める。 [参考] ・にぎわい景観形成地区(中央通り周辺、茨木鮎川線周辺、阪急高架周辺他)
民間活動の誘導指針	⑤ 周辺環境と調和した景観・環境の誘導 ・緑を取り入れた住宅建設誘導 ・公民空間一体のまちなみ形成 ・景観計画等に基づく景観創出	継続	
市民等が進めるまちづくりへの支援	⑥ 地域資源を活かした個性のあるまちづくり ・都市計画制度や景観協定等の活用	継続	

都市づくりプラン テーマ⑩
 (施策展開方針) 3 景観に関する意識の醸成

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 景観に関する意識の醸成に向けた啓発の推進 ・景観形成に対する啓発等 ・周辺との調和や配慮という意識の浸透		
民間活動の誘導指針	② 良質で魅力ある景観デザインの促進 ・専門家からの指導や助言の機会設定 ・表彰制度による景観意識高揚		[経過] ・景観アドバイザー制度の活用 協議物件数 H30年度：4件 H29年度：1件 H28年度：8件 H27年度：2件
市民等が進めるまちづくりへの支援	③ 景観に関する意識の醸成 ・景観計画の提案制度等の活用支援 ・啓発活動		

施策展開方針・取組に関する参考資料（図、写真、データ）を掲載予定

テーマが目指すもの

本市で暮らす人や訪れる人の誰もが移動しやすいと実感できる都市を目指し、山間部では公共交通等により市民の移動手段を確保することが大切です。そして市中心部では通過交通を抑制し、市民や来訪者が心地よく回遊できる交通環境を目指します。

また、日々の暮らしや産業、観光など多様な都市活動を支えるため、自動車交通の円滑化や交通結節点の機能強化を進めます。

進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「公共交通の維持・充実(5-8-1)」「道路整備の推進(5-8-2)」「歩行者、自転車利用環境の整備(5-8-4)」「交通安全対策の推進(5-8-5)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画の内容に、「山間部等の移動支援」「渋滞対策」を追記
2	これまでの取組経過	<ul style="list-style-type: none"> 総合交通戦略中間見直し 立命館大学周辺整備 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用環境整備計画 JR総持寺駅周辺整備 バリアフリー基本構想
3	これからの取組(課題等)	<ul style="list-style-type: none"> 山間部等の移動支援 渋滞解消に向けた取組み 	

今後の方向性等

渋滞解消を目指し、自動車交通の円滑化を進めるとともに、歩行空間や自転車利用環境の向上、山間部等における移動支援等の各施策を総合的に実施し、誰もが移動しやすい都市づくりを進める。

各施策展開方針 今後の方向性

施策展開方針	方向性	特記事項
1 総合的な交通政策の推進		渋滞解消を目指し、道路整備や交通機能の強化に努める。
2 公共交通の利便性向上		引き続き公共交通の利便性向上を図るとともに、山間部等における移動支援のあり方について検討する。
3 歩行空間の充実		特に中心市街地においては、回遊性向上に向けた取組みを進める。
4 自転車の利用環境の整備		利用環境の整備と、利用者の交通マナー向上に努める。

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 総合交通戦略の推進 ・ハード、ソフト両面からの交通施策推進		[経過] ・茨木市総合交通戦略（平成26年3月、中間見直し 平成31年3月）
	② (1)都市計画道路の計画的整備の推進 ・環状道路整備等による市内交通円滑化 ・新たな幹線道路のバス路線活用検討		環状道路の整備は、市内交通の円滑化に加え、中心市街地において一方通行化に向けた取組みを推進するうえでも必要なものと捉え、構成路線のうち、未整備となっている都市計画道路茨木寝屋川線について、早期整備に向けて大阪府との協議を進める。
	(2)都市計画道路の計画的整備の推進 ・都市計画道路茨木箕面丘陵線の整備促進、大阪モノレール延伸促進		彩都東部地区が産業系中心の土地利用となったことなどを背景に、大阪モノレールの延伸計画は廃止された。都市計画道路茨木箕面丘陵線については、引き続き府等と連携し整備を推進するとともに、バス路線としての活用を検討する。 [経過] ・国土交通大臣による廃止許可（平成31年3月19日）
	(1)交通結節点の機能強化 ・交通結節点におけるバリアフリー化		バリアフリー基本構想等に基づき、引き続き取組みを推進する。 [経過] ・バリアフリー基本構想策定（平成28年3月）
	(2)交通結節点の機能強化 ・JR茨木駅西口及び阪急茨木市駅…交通拠点としての機能向上		人の回遊・滞在・活動・交流を創出する中心市街地活性化の視点も含めて、総合的に検討を進める。
	③ (3)交通結節点の機能強化 ・阪急総持寺駅…駅前広場の計画検討 ・JR総持寺駅…アクセス道、駅前広場整備		阪急総持寺駅における駅前広場の整備促進を図る。 ※JR総持寺駅におけるアクセス道路や駅前広場整備は完了 [経過] ・阪急総持寺駅 駅前広場の都市計画決定（平成28年9月） ・JR総持寺駅開業（平成30年3月）
	(4)交通結節点の機能強化 ・阪急-JR総持寺駅のネットワーク強化、バリアフリー化		市道総持寺駅前線の整備を引き続き進めるとともに、国道171号西河原交差点拡幅について、国と連携して事業を進める。 [経過] ・市道総持寺駅前線 《JR総持寺駅～阪急総持寺駅》…整備完了（平成29年度） 《JR総持寺駅～国道171号》…事業中 ・国道171号西河原交差点拡幅 都市計画決定（令和元年度）
	④ 安全な道路環境の整備 ・交通安全施設の整備、警察と連携した効果的な交通規制 ・市民や職業運転者等の意見反映		
	⑤ 渋滞解消に向けた取組み		幹線道路における渋滞解消を目指すため、交通量等の現況把握及び将来予測を行い、都市計画道路の整備効果の検証や、国や府と連携した交差点改良などの対応を図る。
	民間活動の誘導指針	⑥ 民間との連携による交通機能の強化 ・JR総持寺駅周辺の連携整備 ・交通事業者や各行政機関との連携	
市民等が進めるまちづくりへの支援	⑦ 交通マナーの啓発 ・学校教育を中心に交通安全教育推進		[経過] ※マナー啓発の取組み ・交通安全教室（幼稚園、保育所、小中学校など） ・自転車通学運転免許証講習会（北摂つばさ高校） ・自転車マナーアップキャンペーン（街頭キャンペーン）

都市づくりプラン テーマ⑩
(施策展開方針) 2 公共交通の利便性向上

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 公共交通の利用環境の改善 ・利用環境の改善 (情報案内板設置、バスロケーションシステム導入、乗り継ぎ運賃の値下げ検討)		乗り継ぎ運賃値下げ施策を含め、路線バスの利便性向上施策を継続的に検討する。 [経過] ・いばらき公共交通マップ(平成29年度) ・JR総持寺駅へ情報案内板設置(平成29年度) ・バスロケーションシステム(平成29年度で全バス事業者導入)
民間活動の誘導指針	② 交通事業者の連携による乗り換え利便性の向上促進 ・交通事業者との調整 ・山間部等でのタクシーサービス供給誘導		山間部等における移動支援や、丘陵地等におけるバス停までの移動支援のあり方について、地域住民とともに検討を進める。
市民等が進めるまちづくりへの支援	③ 公共交通の利用促進 ・公共交通維持のための利用啓発 ・不要不急の車利用の抑制啓発		[経過] ・高齢者運転免許証自主返納支援事業(平成30年～)

都市づくりプラン テーマ⑩
(施策展開方針) 3 歩行空間の充実

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	(1) 快適な歩行空間の整備 ・歩行者専用道路の整備等 ・効率的かつ効果的な歩道整備		
	① (2) 快適な歩行空間の整備 ・人優先に配慮した市街地内交通実現 ・一方通行化による歩行空間整備		中心市街地の回遊性向上など、「歩きたくなるまち」の視点を重視したまちづくりを進める。
	(3) 快適な歩行空間の整備 ・立命館大学と各駅の歩行者ネットワーク充実		[経過] ・立命館大学開学、周辺道路整備(平成28年度)
	② 交通安全施設の整備推進 ・道路の状況に応じた効果的な対策 ・通学安全対策の推進		昨今の重大事故発生事案等に鑑み、通学路など道路の安全面の調査・検証を継続的に実施し、交通安全施設の整備など、歩行者にとって安全な道路整備を着実に進める。
市民等が進めるまちづくりへの支援	③ 交通マナーの向上 ・歩行者と自転車の安全で快適な共存に向けたマナー啓発		

都市づくりプラン テーマ⑩
 (施策展開方針) 4 自転車の利用環境の整備

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 自転車利用環境整備計画の推進 ・自転車利用環境の向上		引き続き自転車利用状況の調査・検証を行い、さらなる利活用促進に努める。 [経過] ・茨木市自転車利用環境整備計画（平成27年3月） ・自転車活用推進法（平成29年5月）
	② (1)自転車利用環境の整備 ・立命館大学と各駅の自転車ネットワーク充実		[経過] ・立命館大学開学、周辺道路整備（平成28年度）
	(2)自転車利用環境の整備 ・自転車道の整備等 ・放置自転車の随時撤去		
民間活動の誘導指針	③ 自転車利用の促進 ・自転車の利用促進 ・路上駐輪の低減に向けた協議		
市民等が進めるまちづくりへの支援	④ 自転車利用者のマナー向上 ・自転車利用者のマナー向上（路上駐輪の防止等）		法改正等も踏まえ、引き続き自転車利用者への交通ルールの周知と、マナー向上に向けた啓発に努める。 [経過] ・道路交通法改正（平成27年6月） （違反者への自転車安全運転講習の受講義務化等）

テーマが目指すもの

地球規模で進む環境問題に対応するため、限られた資源を有効に活用し、地域内で循環する省エネルギー型の都市をめざすことが大切です。
 そのため、再生可能エネルギーの利用促進やスマートコミュニティの考え方を導入するなど、環境にやさしいライフスタイルを実現する、低炭素都市づくりを進めます。



進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「環境負荷の低減((5-7-1)」「健康に過ごすことができる生活環境の保全(6-1-1)」「省エネルギーの実践及び普及啓発(6-3-1)」「再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進(6-3-2)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画を継承
2	これまでの取組経過	東芝工場跡地におけるスマートコミュニティ構想の検討	
3	これからの取組(課題等)	環境負荷低減・低炭素・省エネルギー型の都市づくりの推進	

今後の方向性等

環境にやさしいライフスタイルの実現に向け、環境負荷低減・低炭素・省エネルギー型の都市づくりを進める。

各施策展開方針 今後の方向性

施策展開方針	方向性	特記事項
1 環境負荷低減への取組		環境負荷低減に向けた市民の行動・活動面への支援にも力を入れながら、都市づくりにおける環境負荷の低減に努める。
2 低炭素建築物の普及・啓発		普及・啓発に努める。

都市づくりプラン テーマ⑫
 (施策展開方針) 1 環境負荷低減への取組

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 環境負荷低減への取組の推進 ・環境に配慮した公共事業等の推進		指針に基づき、公共事業等においては、温室効果ガスの排出抑制や資材の再資源化の促進など、引き続き環境に配慮した取り組みを推進する。 [経過] ・茨木市公共工事に係る環境配慮指針（平成30年3月）
	② 再生可能エネルギー等の導入促進 ・住宅等への再エネ設備等の導入促進		より効果の高い設備の導入促進に向け、技術革新など時代の流れに応じて、補助要件等の見直しを随時検討する。 なお、環境負荷低減に加え、災害時の備えにもなる家庭用蓄電池の導入促進を図る。
	③ 公共用水域の水質保全 ・公共下水道、公設浄化槽の整備推進		公共下水道への接続促進や公設浄化槽の整備に引き続き取り組む。 [経過] ・下水道普及率：99.4%（平成29年度末） （参考）平成25年度末：99.2%
民間活動の誘導指針	④ スマートコミュニティ導入の検討 ・東芝工場跡地での都市づくり ・既成市街地や大規模開発への波及		大規模開発時には、環境負荷低減や緑化に配慮した事業計画となるよう引き続き指導・誘導を図る。 [経過] ・東芝工場跡地…都市計画変更・決定（平成29年7月） ※文教（追手門学院）、商業、医療、業務、住居棟の各機能が配置
市民等が進めるまちづくりへの支援	⑤ 環境負荷低減に向けた啓発や行動・活動への支援		環境負荷低減に向けては、市民一人ひとりの心がけが重要であるという認識から、設備の導入支援といったハード面の支援の加えて、市民の行動・活動面の支援にも力を入れる。 [経過] ・小学校向けの環境教育充実 ・エコポイント制度の運用（平成28年度～）

都市づくりプラン テーマ⑬
 (施策展開方針) 2 低炭素建築物の普及・啓発

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 低炭素建築物認定制度の適正な運用 ・制度の適正な運用		[経過] ・低炭素建築物認定件数 平成30年度：8件、平成29年度：3件、平成28年度：4件
民間活動の誘導指針	② 低炭素建築物の普及・啓発 ・制度の普及・啓発		
市民等が進めるまちづくりへの支援	③ 低炭素建築物の普及・啓発 ・制度の普及・啓発		

テーマが目指すもの

賑わいのある中心市街地の形成や、まちの魅力を維持・向上させていくためには、民間や行政によるハード整備だけでなく、公共施設等の有効活用や住環境の維持管理といったマネジメントが大切です。

そのため、民間によるまちづくりや、市民主体のまちづくり活動が活発に展開され、市民や民間自身が地域のマネジメントに携わるまちづくりを進めます。


進捗状況等の把握・評価

1	施策評価・後期基本計画での位置付け	施策評価	「民間との連携、活力の活用(5-9-1)」 「市民による地域づくり(5-9-2)」において『概ね順調』に進行していると評価
		後期基本計画	前期基本計画を継承
2	これまでの取組経過	いばらきまちづくりラボ等による普及・啓発	
3	これからの取組(課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ エリアマネジメントの推進 ・ 公共空間の活用促進 ・ 新しい技術を活かしたまちづくりの検討 	

今後の方向性等

市民・民間主体のまちづくり活動やエリアマネジメントの推進により、まちの魅力を維持・向上させていく。

各施策展開方針 今後の方向性

施策展開方針		方向性	特記事項
1	市民・民間によるまちづくり		市民・民間主体のまちづくり活動の活発な展開に努める。

取組テーマ		今後の方向性	特記事項
行政施策の展開方針	① 市民が集い・語らい・楽しむことができる公共空間の整備・活用 ・公共空間におけるゆとりある空間や市民ニーズを踏まえた集いの場の創出		公共空間は、中心市街地活性化に向けて、人の交流や活動の場としての積極的な活用が求められるだけでなく、広く居住地域全般においても、将来にわたって良好な居住環境を維持していくための拠点としての活用ができないか、検討に努める。
民間活動の誘導指針	② エリアマネジメント導入に向けた仕組み等の検討 ・制度や支援方法等に関する検討		
	③ 新しい技術を活かしたまちづくり (旧取組名：新しい技術を活かしたコミュニティづくり) ・最先端のICT技術等の活用		AI、ロボット、自動走行、ドローンなどの活用は、今後のまちの課題(効率的な都市経営、人手不足、災害対応など)解決に革新的な効果をもたらす場合があることを念頭に、これら新技術の動向を注視し、積極的なまちづくりへの取り込みに努める。 (参考) ・第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定) ※「Society 5.0」が提唱
市民等が進めるまちづくりへの支援	④ 地域住民主体の地域まちづくり計画・まちづくりルールの作成支援 ・実情に応じたまちづくり促進 ・地区計画申出制度の活用		
	⑤ 都市計画提案制度の適切な運用 ・制度の普及と適切な運用		
	⑥ まちづくり活動等の普及・啓発 ・都市計画などまちづくり制度の普及・啓発		
	⑦ まちづくり活動への支援 ・まちづくり活動の促進		

(4) 都市づくりプランの今後の方向性(総括表)

プラン		今後の方向性	基本となる視点：将来にわたって暮らしやすい、質の高い都市づくり												
			施策展開方針単位の方向性			取組単位の方向性									
			方向性	充実する施策展開方針		方向性					充実・追加する取組[施策展開方針番号-取組番号]				
①	広域調整	・広域的な視点を踏まえた計画的な都市基盤整備	2	継	充	-	4	継	充	追	完	見	充	-	
②	都市計画	・計画的な市街地整備 ・社会情勢や地域の実情に応じた都市づくり	2	継	充	(1)計画的な市街地整備	6	継	充	追	完	見	充	・無秩序な開発の抑制[1-①] ・コンパクトシティ形成誘導[1-④] ・低未利用地の発生への対応[2-①]	
③	ストック活用	・民間や市民等と連携した公共施設マネジメント ・既存ストックの有効活用や適正管理促進	2	継	充	-	8	継	充	追	完	見	充	-	
④	防災/防犯	・大阪北部地震等の経験を踏まえた防災力向上 ・市民等との連携による安全で安心な環境づくり	5	継	充	(1)災害に強い都市づくり	25	継	充	追	完	見	充	・土砂災害対応[1-③] ・治水対策[1-④] ・防災意識向上[1-⑩] ・被災後を見据えたまちづくり[1-⑦]	
⑤	住環境/緑	・元茨木川緑地リ・デザイン ・地域が主体的に行う課題解決に向けた取組の支援	2	継	充	(1)良好な環境の住宅地形成 (2)緑地等を活かしたまちづくり	14	継	充	追	完	見	充	・地域主体の活動への支援[1-⑧] ・民有地緑化推進[2-⑤] ・元茨木川緑地リ・デザイン[2-③]	
⑥	住宅	・多様な住宅ニーズを受け入れる環境整備 ・長期にわたって住み、活用できる住宅づくり	2	継	充	-	7	継	充	追	完	見	充	-	
⑦	産業	・新たな産業創出や操業環境の維持 ・大学や学生、企業等と連携したまちづくり	3	継	充	-	10	継	充	追	完	見	充	・中心市街地でのワーキングスペース等の立地誘導[3-③]	
⑧	拠点	・市民会館跡地エリアを中心とした都市拠点形成、活動創出 ・安威川東部における拠点づくり	5	継	充	(1)誰もが訪れたいくなる中心市街地の形成 (2)安威川東部における拠点づくり	22	継	充	追	完	見	充	・まちづくり会社活用[1-③] ・民間空間の活用検討[1-⑦] ・安威川東部の拠点づくり[3-①] ・市民会館跡地エリア活用[1-④] ・公共空間活用[1-⑤] ・次なる茨木・ランドデザイン[1-⑥]	
⑨	里山/北部	・安威川ダムを拠点とした北部地域の魅力向上	2	継	充	(1)北部地域の魅力向上	7	継	充	追	完	見	充	・安威川ダム周辺をハブ拠点とした魅力向上[2-②] ・北部全体の持続可能な地域づくり[2-④] ・民間と連携した安威川ダム周辺における拠点形成[2-③]	
⑩	景観	・茨木市らしい景観形成の推進(屋外広告物条例制定や中心市街地における景観形成)	3	継	充	(1)本市の個性を活かした景観まちづくり	12	継	充	追	完	見	充	・中心市街地における景観形成[2-④]	
⑪	交通	・渋滞解消に向けた取組 ・歩行空間や自転車利用環境の向上 ・山間部等における移動支援	4	継	充	(1)総合的な交通政策の推進 (2)公共交通の利便性向上	24	継	充	追	完	見	充	・山間部等での移動支援[2-②] ・回遊性向上など、歩きたいまちづくり[3-①(2)] ・渋滞解消に向けた取組[1-⑤]	
⑫	環境	・環境負荷低減、低炭素、省エネルギー型の都市づくり	2	継	充	-	8	継	充	追	完	見	充	・環境負荷低減に向けた啓発や行動・活動への支援[1-⑤]	
⑬	連携/協働	・市民、民間主体のまちづくり活動の推進 ・エリアマネジメントの推進	1	継	充	-	7	継	充	追	完	見	充	-	
合計			35	25	10		合計	154	124	14	11	3	2		

(5) 都市構造と都市づくりプランの関係性

都市構造と、都市づくりプランの主な展開先については、下図のとおりです。

都市構造		都市づくりプランの主な展開先												
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
		広域調整	都市計画	ストック活用	防災防犯	住環境緑	住宅	産業	拠点	里山北部	景観	交通	環境	連携協働
都市構造	I 中心市街地 (都市拠点)			(○)					○		(○)	(○)		
	II 地域拠点 ・生活拠点								○			(○)		
	III 北部地域									○		(○)		
	IV 産業集積地域		(○)					○						
	V 一団の住宅地			(○)		(○)	(○)							
	VI 市街地に 隣接したみどり		(○)			(○)				○				
その他	- 市域全般	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○

※主要な展開先を「○」として表示

(特定の都市構造に限らず、広く市域全般で展開するものについては、「市域全般」に○をつけています。また、その場合でも特定の都市構造での展開を強く意識している場合は「(○)」として表示します。)

(6) 都市構造の中間見直しと現行都市計画マスタープランの関係

本章における都市構造の中間見直しと、現行都市計画マスタープランの記載との関係性は下図のとおりです。

現行 都市計画マスタープラン

都市構造の区分 ① 中心市街地（都市拠点）

目指す地域イメージ

- 多くの市民等が訪れ、利用するための「場」「機能」「交通」が集積し、「人」「モノ」「カネ」に加えて「感性」が循環し交流する地域
- 「医療・福祉」「子育て」「文化」などに関する施設機能が組み込まれることによる来訪者の増加、交流の促進が見込まれる地域
- 市民が生活に彩りを持たせることのできる付加価値の高い機能を有する地域
- 歩いて暮らせる機能充実と交通環境の整った地域
- 広域ネットワークのハブ*となる交通結節機能の整った地域
- アートや花・緑、イルミネーションなどによる華やかで楽しい雰囲気を感じられる地域
- 本市のものづくり企業や農家、芸術活動などと連携した個性的な商品を出す店舗・サービスの立ち上げを望む若者などの店舗・活動拠点などが立地する地域

目指す地域イメージ

市民が考えるまちの姿を都市構造の区分別に再整理したもの

施策展開方針

- 駅周辺の総合的な再生
- 商業・業務・サービス施設等の誘導（マンション低層部などへの誘導、空き店舗等のストック活用など）
- 面的に広がる安全で快適な歩行者環境の整備
- シビックセンター環状道路の一方通行化による賑わいの創出と回遊性の高い道路空間の形成
- 環状道路体系の整備による通過交通の流入抑制
- 立ち寄りスポット・憩いの場となる施設の整備
- 公共空間におけるベンチの設置や緑化の推進によるゆとりのある空間の創出
- 緑化の推進や景観に配慮した建築物・屋外広告物の検討による質の高い景観の形成
- 公共空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化
- 公共空間の市民利用ニーズを踏まえた整備・活用
- 円滑な乗換、交通処理のできる駅前交通広場の整備（広域に影響・効果を与える市内内外の大規模集積施設立地に対応した駅前交通広場の整備など）
- 中心市街地における文化・芸術活動の支援

（市民・民間との協働により展開が望まれる施策例）

- 空き店舗・空き家の活用を促進するための改修支援策や所有者と活用希望者の協働による活用
- 「アーティスト」「デザイナー」と「ものづくり」のコラボレーションによるものづくり活動拠点、シェアアトリエ*、シェアオフィス*の整備など
- 中心市街地の賑わい形成や企業間連携などを促進
- 多様な主体（NPO、アーティスト、事業者、大学生など）のコラボレーションによる公共空間の活用促進（例：空き店舗の活用による公共空間の活用促進（例：空き店舗の活用による公共空間の活用促進））
- 公共空間における緑化のレベルアップ

施策展開方針

各都市構造で展開する都市づくりプランを再掲的に記載したもの

都市構造 中間見直し

都市構造の区分	I 中心市街地(都市拠点)
区分の考え方	多様な都市機能や広域交通結節点の機能を集積し、多核ネットワーク型の都市構造を形成する中心的役割を担うとともに、市街地の賑わいの核となる拠点

目指す地域イメージ	
①多くの市民等が訪れ、利用するための「場」「機能」「交通」が集積し、「人」「モノ」「カネ」に加えて「感性」が循環し交流する地域	
②「医療・福祉」「子育て」「文化」などに関する施設機能が組み込まれることによる来訪者の増加・交流の促進が見込まれる地域	
③市民が生活に彩りを持たせることのできる付加価値の高い機能を有する地域	
④歩いて暮らせる機能充実と交通環境の整った地域	
⑤広域ネットワークのハブとなる交通結節機能の整った地域	
⑥アートや花・緑、イルミネーションなどによる華やかで楽しい雰囲気を醸し出す地域	
⑦本市のものづくり企業や農家、芸術活動などと連携した個性的な商品を扱う店舗や、市内で新規ビジネスの立ち上げを望む若者などの店舗・活動拠点などが立地する地域	

今後の方向性
<p>市民会館跡地エリアを中心とした都市拠点の形成を図る「点」ではなく「面」として波及させていくため、多様な業種・団体などと連携し、公共空間活用、元茨木川緑地等との取組を進めることにより、中心市街地全体で人の広がりを図り、持続的に賑わいのある地域をめざします。</p>

目指す地域イメージ

各都市づくりプランの今後の方向性等を踏まえ、今後5年間で目指すイメージがより明確となるよう「今後の方向性」を追記

本地域における施策展開方針
<p>①駅周辺の総合的な再生 ②商業・業務・サービス施設等の誘導 ③面的に広がる安全で快適な歩行者環境の整備 ④シビックセンター環状道路の一方通行化による賑わいの創出と回遊性の高い道路空間の形成 ⑤環状道路体系の整備による通過交通の流入抑制 ⑥立ち寄りスポット・憩いの場となる施設の整備 ⑦公共空間におけるベンチの設置や緑化の推進によるゆとりのある空間の創出 ⑧緑化の推進や景観に配慮した建築物・屋外広告物の検討による質の高い公共空間の創出 ⑨公共空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化 ⑩公共空間の市民利用ニーズを踏まえた整備・活用 ⑪円滑な乗換、交通処理のできる駅前交通広場の整備 ⑫中心市街地における文化・芸術活動の支援</p>

特記事項

都市づくりプランの各施策展開方針のうち、目指す地域イメージの実現と特に関係が深いものを整理

特記事項	(都市づくりプラン「施策展開方針」今後の方向性)
住環境/緑 ⑤-2	緑の骨格軸である元茨木川緑地のリ・デザインの取組を推進する。
拠点 ⑧-1	市民会館跡地エリア活用を中心としたハード整備に加え、多様な主体の活動が生まれる場・機会創出を推進する。
拠点 ⑧-2	駅周辺における拠点機能のあり方等に関する検討を進める。
景観 ⑩-2	まずは中心市街地の幹線道路沿道における景観のあり方を検討し、個性と魅力を活かした景観形成を進める。
交通 ⑪-3	特に中心市街地においては、回遊性向上に向けた取組を進める。

都市構造図 修正事項	(本市の魅力・強みを活かす新たな拠点市民会館跡地エリア活用、元茨木川緑地等との取組)
------------	--

都市構造図への修正事項

都市構造図の修正事項を掲載(事業進捗の反映等)

(7) 都市構造の今後の方向性《都市構造別》

都市構造の区分	I 中心市街地(都市拠点)
区分の考え方	多様な都市機能や広域交通結節点の機能を集積し、多核ネットワーク型の都市構造を形成する中心的役割を担うとともに、市街地の賑わいの核となる拠点

目指す地域イメージ
<ul style="list-style-type: none"> ①多くの市民等が訪れ、利用するための「場」「機能」「交通」が集積し、「人」「モノ」「カネ」に加えて「感性」が循環し交流する地域 ②「医療・福祉」「子育て」「文化」などに関する施設機能が組み込まれることによる来訪者の増加・交流の促進が見込まれる地域 ③市民が生活に彩りを持たせることのできる付加価値の高い機能を有する地域 ④歩いて暮らせる機能充実と交通環境の整った地域 ⑤広域ネットワークのハブとなる交通結節機能の整った地域 ⑥アートや花・緑、イルミネーションなどによる華やかで楽しい雰囲気を醸し出す地域 ⑦本市のものづくり企業や農家、芸術活動などと連携した個性的な商品を扱う店舗や、市内で新規ビジネスの立ち上げを望む若者などの店舗・活動拠点などが立地する地域

今後の方向性

市民会館跡地エリアを中心とした都市拠点の形成を図るとともに、各事業の効果を「点」ではなく「面」として波及させていくため、多様な主体（民間、大学、企業、団体など）と連携し、公共空間活用、元茨木川緑地リ・デザイン、沿道景観形成等の取組を進めることにより、中心市街地全体で人の回遊、滞在、交流、活動を広げていき、持続的に賑わいのある地域をめざします。

本地域における施策展開方針

- ①駅周辺の総合的な再生
- ②商業・業務・サービス施設等の誘導
- ③面的に広がる安全で快適な歩行者環境の整備
- ④シビックセンター環状道路の一方通行化による賑わいの創出と回遊性の高い道路空間の形成
- ⑤環状道路体系の整備による通過交通の流入抑制
- ⑥立ち寄りスポット・憩いの場となる施設の整備
- ⑦公共空間におけるベンチの設置や緑化の推進によるゆとりのある空間の創出
- ⑧緑化の推進や景観に配慮した建築物・屋外広告物の検討による質の高い景観の形成
- ⑨公共空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化
- ⑩公共空間の市民利用ニーズを踏まえた整備・活用
- ⑪円滑な乗換、交通処理のできる駅前交通広場の整備
- ⑫中心市街地における文化・芸術活動の支援

特記事項（都市づくりプラン「施策展開方針 今後の方向性」の反映）

住環境/緑 ⑤-2	緑の骨格軸である元茨木川緑地リ・デザインの取組を、市民との協働・連携のもと推進する。
拠点 ⑧-1	市民会館跡地エリア活用を中心としたハード整備に加え、多様な主体の活動が生まれる場・機会創出を推進する。
拠点 ⑧-2	駅周辺における拠点機能のあり方等に関する検討を進める。
景観 ⑩-2	まずは中心市街地の幹線道路沿道における景観のあり方を検討し、個性と魅力を活かした景観形成を進める。
交通 ⑪-3	特に中心市街地においては、回遊性向上に向けた取組を進める。

都市構造図 修正事項	(本市の魅力・強みを活かす新たな拠点) 市民会館跡地エリア活用、元茨木川緑地リ・デザインの進展
------------	--

都市構造の区分	Ⅱ 地域拠点・生活拠点
区分の考え方	コンパクトな生活圏を形成する上で基礎となる都市機能が集積する拠点

目指す地域イメージ	
<p>【地域拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①徒歩・自転車利用を中心に、自家用車利用も想定した生活圏域において、暮らしを支える購買・サービス機能が一通り備わっている地域 ②送迎バスや自転車、パークアンドライド、キスアンドライドなどによる交通結節が可能な交通環境の整った鉄道駅周辺地域 <p>【生活拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③徒歩または自転車利用を想定した生活圏域の暮らしを支える購買・サービス機能が一定程度備わっている地域 ④地域福祉やまちづくりにおける市民活動の活動範囲の中心となるための交流・活動拠点となる施設・機能が立地する地域 	

今後の方向性
<p>暮らしを支える医療、福祉、子育て、商業などの生活利便施設の維持・充実を図り、特に地域拠点である鉄道駅周辺については市民ニーズに応じた都市機能が充実した地域をめざします。</p>

本地域における施策展開方針	
<p>【地域拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①商業・文化・生活支援機能（医療・福祉・子育てなど）が集約されるまちの拠点としての機能強化 ②駅周辺におけるバリアフリー化 ③駅周辺における駐輪場の整備、レンタサイクルの活用促進 ④新たに生まれるＪＲ総持寺駅周辺においては <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場やアクセス道路など新たな都市拠点としての交通利便性の向上 ・ＪＲ総持寺駅の整備に合わせた新たなバス路線の導入 ・阪急総持寺駅との連携（商業活性化など） ・ＪＲ総持寺駅を中心とした新たな施設立地の誘導 <p>【生活拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①購買・サービス機能の立地を維持・誘導 ②地域福祉やまちづくり活動の拠点となる施設・機能の立地誘導 	

特記事項（都市づくりプラン「施策展開方針 今後の方向性」の反映）	
<p>拠点 ⑧-2</p>	駅周辺における拠点機能のあり方等に関する検討を進める。
<p>拠点 ⑧-3</p>	ＪＲ総持寺駅の開業等を契機に、安威川東部の拠点として機能向上を図る。
<p>拠点 ⑧-5</p>	生活拠点の誘導・形成に努める。

都市構造図 修正事項	<p>（地域拠点）ＪＲ総持寺駅の開業 （大学が立地するエリア）東芝スマートコミュニティにおける追手門学院大学の開学</p>
------------	--

都市構造の区分	Ⅲ 北部地域
区分の考え方	水と緑のネットワークを形成する重要な要素となるとともに、本市の強みである自然を活かした交流・観光を支える地域

目指す地域イメージ	
<ul style="list-style-type: none"> ①豊かな自然と農山村の生活文化の営みと歴史により形成される里地・里山の環境・景観 ②自然・歴史・田園環境やスポーツ施設を活かした市民の癒しとくつろぎの空間 ③今ある環境を守り、活かしながら、市外からの来訪者も含めて、より一層、多くの人に楽しんでもらえるような、「農」・「林」・「食」・「歴史」・「スポーツ」などの魅力を高めた施設・空間が整備された交流拠点 ④地域住民の暮らしと交流・観光を支える生活環境・交通環境 	

今後の方向性	
▶	<p>豊かな自然環境等の活用は、市民の憩いと癒しの空間づくりになるだけでなく、本市の魅力向上や持続的な地域づくりにも寄与する重要な要素であることを踏まえ、整備が進む安威川ダム周辺を拠点的な場と位置付け、多様な主体による交流人口が拡大しつつも暮らしの満足度が向上する地域をめざします。</p>

本地域における施策展開方針	
<ul style="list-style-type: none"> ①都市農村交流のための施設・空間の整備（キリシタン遺物史料館、里山センター、安威川ダム周辺の観光レクリエーション拠点など） ②地域住民との協働による利用しやすい公共交通の検討 ③地域住民の生活と、交流・観光による来訪者の移動を支える交通環境を整備するために必要な道路整備（都市計画道路大岩線など） ④新名神高速道路や安威川ダム等広域的な役割を担う都市基盤施設の整備推進 ⑤茨木北インターチェンジの建設により生まれる国土幹線への結節点を活かした、より広域からの来訪者を意識した観光拠点の充実 ⑥地域の骨格となる府道・市道において、狭小区間の拡幅などによる安全で円滑な交通の確保 ⑦持続可能な地域づくりの支援（地域住民によるまちづくり計画の作成、まちおこし活動への支援など） ⑧農業基盤の整備による農業の振興及び農地保全の促進 ⑨里地、里山の保全活動の促進（里山ボランティア等） ⑩生活排水未処理地区における公共下水道・合併処理浄化槽の整備 	

特記事項（都市づくりプラン「施策展開方針 今後の方向性」の反映）					
▶	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff; text-align: center;">里山/北部 ⑨-2</td> <td>安威川ダム周辺を拠点的な場として捉え、民間事業者や北部地域の住民、また市街地に居住する住民等、多様な主体とともに取り組みを進める。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff; text-align: center;">交通 ⑪-2</td> <td>山間部等における移動支援のあり方について検討する。</td> </tr> </table>	里山/北部 ⑨-2	安威川ダム周辺を拠点的な場として捉え、民間事業者や北部地域の住民、また市街地に居住する住民等、多様な主体とともに取り組みを進める。	交通 ⑪-2	山間部等における移動支援のあり方について検討する。
里山/北部 ⑨-2	安威川ダム周辺を拠点的な場として捉え、民間事業者や北部地域の住民、また市街地に居住する住民等、多様な主体とともに取り組みを進める。				
交通 ⑪-2	山間部等における移動支援のあり方について検討する。				

都市構造図 修正事項	（国土幹線道路）新名神高速道路の開通、茨木千提寺IC・PAの開設 （主要幹線道路）（都）大岩線の一部開通
------------	---

都市構造の区分	Ⅳ 産業集積地域
区分の考え方	恵まれた交通・立地条件や知的資源を活かして、本市における経済や雇用、暮らしを支え、活力をけん引する「産業」を創り、育てる地域

目指す地域イメージ	
<ul style="list-style-type: none"> ①工業生産基盤である工場等の立地が維持されるとともに、敷地の緑化等が施されるなど、周辺市街地との調和がされている地域 ②工場の流出・閉鎖が発生した場合でも、できるだけ産業系の土地利用が維持される地域 ③工場跡地に産業系以外の用途の土地利用が行われる場合には、産業系土地利用との調和を重視すると共に、既成市街地における貴重なまとまった敷地であることを考慮して、本市の発展に寄与する複合機能が導入された開発や、エネルギー問題だけでなく、健康増進やコミュニティ形成などに、最先端のICT技術などを駆使したスマートコミュニティを実現する先導的な手法を取り入れた市街地整備の促進 ④新名神高速道路の開通による広域交通の利便性向上などを背景として、幹線道路沿道では新たな流通業等の企業立地の計画的な促進 ⑤「彩都ライフサイエンスパーク」は、バイオ・医薬・食品等のライフサイエンス分野の研究・技術開発機能を持つ施設やインキュベーション施設に入居するベンチャー企業などの集積する地域の維持 	

今後の方向性
<p>▶ 新名神高速道路の開通等による広域の交通利便性や、本市の強みである大学やライフサイエンス分野等の学術研究機関などの知的資源を活かし、産業系施設立地の維持・誘導を図ります。</p>

本地域における施策展開方針	
<ul style="list-style-type: none"> ①工業生産機能を維持する土地利用の誘導（工業地域における住宅建設の制限） ②工業系用途地域のエリアで住宅地開発をする際の、周辺との調和を誘導するためのルール作り ③幹線道路沿道の調整区域における流通業務機能等の立地を誘導するための計画的な開発と必要なルールづくり ④工場の移転にかかる情報把握の仕組みづくりの推進 ⑤彩都におけるライフサイエンスパークの形成、研究機関の連携促進 ⑥彩都中部の事業推進及び彩都東部地区の事業着手に向けて必要な手続きの推進 	

特記事項（都市づくりプラン「施策展開方針 今後の方向性」の反映）	
都市計画 ②-1	コンパクトシティの考え方と整合した計画的な市街地整備に努める。 ・幹線道路沿道における都市的土地利用について、都市農業振興施策との調和を図るとともに、周辺環境への配慮等に努める。
都市計画 ②-2	彩都東部地区の事業化促進に努める。
産業 ⑦-1	企業の操業環境維持と立地促進に努める。 ・コンパクトシティの考え方を踏まえた、工業地域における住宅開発の抑制を図る。

都市構造図 修正事項	<ul style="list-style-type: none"> （国土幹線道路）新名神高速道路の開通、茨木千提寺IC・PAの開設 （地域幹線道路）山麓線の一部開通 （鉄道等）大阪モノレール彩都線の延伸計画廃止 （立地ポテンシャルを活かした土地利用の検討） 彩都東部地区：先行地区整備、その他地区の産業系土地利用検討 南目垣・東野々宮地区：市街化区域への編入
------------	---

都市構造の区分	V 一団の住宅地
区分の考え方	良好な住宅地や今後、本市の新たな魅力・強みになることが予想される新規開発住宅地など、本市の住宅・住環境の価値向上の役割を担う地域

目指す地域イメージ
<ul style="list-style-type: none"> ①緑豊かで成熟した住環境と住宅地景観が維持された住宅地 ②近隣センター等において、生活を支える購買・サービス機能が維持されると共に、住宅地内に小規模な店舗やサービスが混在する住宅地 ③空き家の流通促進による若年層の流入が進むなど中古住宅市場が活性化している住宅地 ④居住者の子ども世帯がUターンにより、親世帯と同居・近居することができる住宅地 ⑤住宅・住宅地のバリアフリー化やケア付住宅の供給がされる住宅地 ⑥住民自身が管理や住民サービスの提供に主体的に関わり、住宅地としての価値を高める住宅地 ⑦低炭素住宅地を目指しエネルギーマネジメントや再生可能エネルギーの導入などに取り組む住宅地 ⑧老朽化や耐震性能の不足を解消するために、住宅の更新や耐震改修が推進される住宅地 ⑨事業者等多様な主体との協働により住宅地全体のマネジメントの仕組みを導入している住宅地

今後の方向性
<p>これからの人口減少社会において、暮らしやすさの低下を防ぐためには、地域住民が主体的に考え、取り組むことが不可欠であることから、地域における協議の場づくりによるコミュニティ意識の醸成を図りながら、多様な住まい方や暮らし方に対応した住宅が維持・充実している地域をめざします。</p>

本地域における施策展開方針
<ul style="list-style-type: none"> ①空き家の活用による多様な住まい方のできる住宅の供給促進 ②住宅のバリアフリー化・耐震化の促進 ③マンション等の適正な管理や建替の円滑化 ④住宅地におけるみどり豊かで質の高い景観の維持・向上 ⑤高齢者や障害者が安心して暮らせる住宅の供給促進 ⑥地域住民主体の地域まちづくり計画・まちづくりルールの作成支援 ⑦公園や集会所等の公共空間を、住民組織により運営・利用 ⑧再生可能エネルギーの積極的な導入 ⑨低炭素建築物の普及・啓発

特記事項 (都市づくりプラン「施策展開方針 今後の方向性」の反映)	
ストック活用 ③-2	既存ストックの適正管理を促すとともに、地域資源としての有効活用を推進する。
住環境/緑 ⑤-1	良好な住環境の維持・形成に努めるとともに、地域住民主体の取り組みが進むよう、協議の場づくりのための支援を行う。
住宅 ⑥-1	民間と連携し、住宅確保要配慮者を含めた多様な住宅ニーズを受け入れる環境整備を進める。

都市構造図 修正事項	なし
------------	----

都市構造の区分	Ⅵ 市街地に隣接したみどり
区分の考え方	市域を流れる河川や元茨木川緑地、山麓部の農地、市街地内及び市街地に隣接した緑や水辺など、水と緑のネットワークを形成する地域

目指す地域イメージ
<p>①市民が身近なところで自然・みどりに「触れ」「眺める」ことができる田園空間や丘陵地が保全される環境</p> <p>②市内における農産物の地産地消を実現できる近郊農業の場として農地が保全される環境</p> <p>③農業体験や観光農業、地域の特産品や伝統的な料理などを通じて、農業を身近に感じることでできる環境</p>

今後の方向性
<p>▶ 緑の骨格軸である元茨木川緑地リ・デザインの取組みを中心にした緑地を活かしたまちづくりや里地里山、農地の維持保全や活用が進められた緑豊かでうるおいのある地域をめざします。</p>

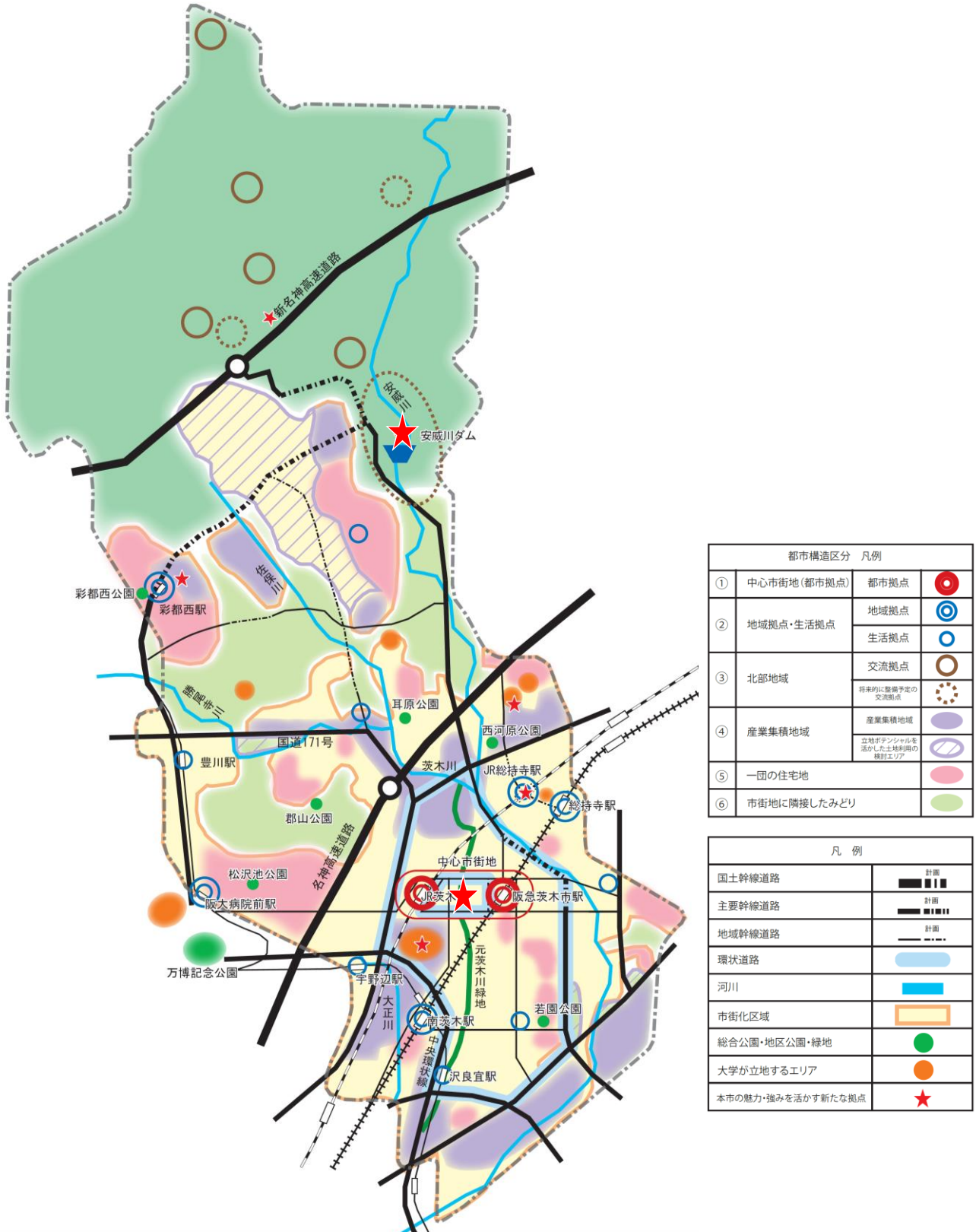
本地域における施策展開方針
<p>①市街地に隣接した豊かなみどりの保全・活用</p> <p>②里地里山の保全活用（山林、農地、里・村の豊かな緑や特徴的な景観の保全）</p>

特記事項（都市づくりプラン「施策展開方針 今後の方向性」の反映）	
都市計画 ②-1	コンパクトシティの考え方と整合した計画的な市街地整備に努める。
里山/北部 ⑨-1	里地・里山の保全活用を推進しつつ、緑の骨格軸である元茨木川緑地リ・デザインを契機として、より一層のネットワーク形成に努める。

都市構造図 修正事項	（本市の魅力・強みを活かす新たな拠点） 元茨木川緑地リ・デザインの進展
------------	--

(8) 都市構造図

茨木市の市域図に、各都市構造を落とし込んだ都市構造図に、この間の事業進捗等による客観的状況の変化を反映したものは下図のとおりです。



都市構造図（修正箇所）

新名神高速道路の開通
（関係する都市構造：北部地域、産業集積地域）

彩都東部地区の事業進捗等
（関係する都市構造：産業集積地域）

モノレール延伸計画廃止
（関係する都市構造：産業集積地域）

山麓線一部開通
（関係する都市構造：産業集積地）

追手門学院新キャンパス開学
（関係する都市構造：地域拠点・生活拠点）

市民会館跡地エリア、元茨木川緑地
（本市の魅力・強みを活かす新たな拠点に追加）

市街化区域編入
（関係する都市構造：産業集積地域）